

大刀洗町告示第8号

平成27年第22回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

平成27年2月20日

大刀洗町長 安丸 国勝

1 期 日 平成27年3月5日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

平田 信將

黒木 徳勝

後藤 晴一

平山 賢治

山田 英敏

林 威範

安丸眞一郎

花等 順子

平田 一成

森田 勝典

山内 剛

長野 正明

○応招しなかった議員

平成27年 第22回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

平成27年3月5日 (木曜日)

議事日程 (第1号)

平成27年3月5日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①陳情の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 報告第1号 専決処分事項の報告について

日程第5 同意第1号 監査委員の選任について

日程第6 同意第2号 教育委員会委員の任命について

日程第7 同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

日程第8 同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

日程第9 承認第1号 大刀洗町社会福祉会館設置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第10 議案第1号 大刀洗町議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について

日程第11 議案第2号 大刀洗町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

日程第12 議案第3号 大刀洗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第4号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第5号 大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第7号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第16 議案第6号 大刀洗町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第17 議案第10号 大刀洗町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第18 議案第11号 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第19 議案第12号 久留米市外三市町高等学校組合理約の変更について
- 日程第20 議案第13号 訴えの提起について
- 日程第21 議案第14号 平成26年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第22 議案第15号 平成26年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第16号 平成26年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第17号 平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第18号 平成27年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第26 議案第19号 平成27年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第20号 平成27年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第21号 平成27年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計予算について
- 日程第29 議案第22号 平成27年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第30 議案第23号 平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- (1) 議長の報告
 - ①陳情の報告
 - ②検査結果の報告
 - ③委員会所管事務調査の報告
 - (2) 町長の報告（あいさつ）
- 日程第4 報告第1号 専決処分事項の報告について
- 日程第5 同意第1号 監査委員の選任について
- 日程第6 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第7 同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第8 同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第9 承認第1号 大刀洗町社会福祉会館設置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 議案第1号 大刀洗町議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第2号 大刀洗町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第3号 大刀洗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第4号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第5号 大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第7号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第6号 大刀洗町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第17 議案第10号 大刀洗町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第18 議案第11号 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第19 議案第12号 久留米市外三市町高等学校組合理約の変更について

- 日程第20 議案第13号 訴えの提起について
- 日程第21 議案第14号 平成26年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第22 議案第15号 平成26年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第16号 平成26年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第17号 平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第18号 平成27年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第26 議案第19号 平成27年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第20号 平成27年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第21号 平成27年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計予算について
- 日程第29 議案第22号 平成27年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第30 議案第23号 平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について
-

出席議員（12名）

1番	平田 信將	2番	黒木 徳勝
3番	後藤 晴一	4番	平山 賢治
5番	山田 英敏	6番	林 威範
7番	安丸眞一郎	8番	花等 順子
9番	平田 一成	10番	森田 勝典
11番	山内 剛	12番	長野 正明

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 福永 康雄

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	佐藤 嘉洋
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	山本 浩
税務課長	……………	渡邊 康弘	健康福祉課長	……………	川原 久明
地域振興課長	……………	平田 栄一	地域振興課企画監	……………	久次 桂二
産業課長	……………	矢野 孝一	建設課長	……………	重松 俊一
子ども課長	……………	大浦 克司	会計課長	……………	今村 敏則
生涯学習課長	……………	森田 正道	住民課長	……………	須山りつ子
総務課企画監	……………	高良 朝子	総務係長	……………	田中 豊和
財政係長	……………	早川 正一	監査委員	……………	棚町 和幸

開会 開議午前9時00分

○議長（長野 正明） 皆さん、おはようございます。ただいまから平成27年第22回大刀洗町議会定例会を開会いたします。

なお、町の広報担当者より議場内の写真撮影の申し出がっておりますので、これを許可します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（長野 正明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、4番、平山賢治議員、5番、山田英敏議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（長野 正明） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。

議会運営委員長の報告を求めます。平田一成委員長、登壇して報告をお願いします。平田委員長。

○議会運営委員長（平田 一成） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の平田一成でございます。

3月定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

委員会は、平成27年2月24日午前9時30分から協議会室において開催し、出席委員は5名でした。長野議長及び執行者側から山本総務課長の出席を得て、協議いたしました。

会期及び会期日程表をご覧いただきたいと思います。

議会運営委員会で協議の結果、本定例会の会期は、3月5日から20日までの16日間と決定いたしました。

会期16日間の内容でございますが、まず、本日は議事日程に従って順次議案を上程し、議案審議を進めていただき、散会后全員協議会が開催されます。

各会計の新年度予算案については、全議員で構成する予算特別委員会を設置して委員会に付託していただき、10日火曜、11日水曜、12日木曜、13日金曜に審査していただきます。

また、6日金曜、7日土曜、8日日曜、9日月曜日は休会といたします。

10日火曜は本会議を再開し、同意第3号、議案11号、補正予算案4件を審議し、採決をお願いしたいと思います。

14日土曜は休会といたします。

15日日曜は本会議を再開し、一般質問とさせていただきます。

16日月曜は休会といたします。

17日午前中は全員協議会が開催されます。午後は建設経済委員会が開催されます。

18日水曜、午後は総務文教厚生委員会が開催されます。

19日木曜は休会といたします。

20日金曜は本会議を再開し、議案審議とさせていただきます。

以上が、今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営ができますようここにお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（長野 正明） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日から3月20日までの16日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。本定例会の会期は、本日から3月20日までの16日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（長野 正明） 日程第3、諸報告を行います。

陳情の提出が1件ありましたが、配付のみの取り扱いとすることにいたしました。御了承ください。

また、監査委員より、平成26年11月分、12月分、平成27年1月分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、議会運営委員会、平田一成委員長、登壇して報告をお願いします。平田委員長。

○議会運営委員長（平田 一成） それでは、議会運営委員会から視察に関して御報告を申し上げます。

議会運営委員会と議会報発行特別委員会と合同で、2月の6日に京都郡苅田町議会に視察研修に参りました。この苅田町は県内唯一の地方交付税無交付自治体であります。ここには日産自動車という大きな会社の進出により、また、関連企業が進出して相当自主税源の大きい町でございます。また、輸出地に最適な苅田港がそばにあり、立地条件も最適なところでもあります。

また、事務局長に財政面のことでお尋ねしたところ、単年度では5年連続の赤字になっているということで、地方交付税がもらえるならばもらったほうがいいのじゃないかということをおっしゃっておられました。

荊田町は人口3万6,100人ぐらい、議員数16名、この町は2名ずつの7会派で結成され、正副議長は無会派で構成されています。

また、予算決算審議等には、大刀洗町のように全員じゃなくて、会派より1名ずつ代表が出て7名で審議等が行われておるところでございます。そして、荊田町議会ではインターネットによる議会の中継が行われているということで、導入経緯、入札の契約の方法などいろんな運用面の開始後の、また住民の反応等につき意見交換をしてきたところでございます。

導入については、議会報発行特別委員会が川崎町にインターネット中継のために視察に行っておられております。また、全員協議会において議会中継の予算化についても協議され、また、議会中継に伴う工事費の予算化、議会運営委員会が議会の可視化について等いろんな議論が交わされ、全員協議会についても、議会中継について議論されております。

議会全議員でも那珂川町にインターネット配信の中継の視察に行っておられます。そして、平成25年の11月に本会議場音響映像システムの構築業務の入札が行われております。26年3月の定例会において、議会中継の試行がなされております。26年の6月の定例会から本配信となっております。

その入札の金額でございますが、本会議場音響映像システム構築業務に対して1,310万程度で入札が行われておりますし、会議室等構築業務に関しても約100万、それからインターネット議会映像配信委託で約50万、大刀洗町でも議場内あるいはロビーでテレビで放送されておりますが、このときが1,540万、そして荊田町においては、インターネット放送も含めて約1,460万程度の費用がかかっているようでございます。

また、運用体制については、荊田町は議会事務局員が4名の体制で行っておりますので、議場内でのカメラ操作はその中の1名の方が行っておられるということです。また、インターネットによる配信については業者に委託されております。

荊田町の中継運営要綱がございまして、生中継は本会議の開会から閉会までと、また、無編集版の録画中継は本会議終了の都度3日間以内と要綱で定められておるところでございます。

初めてインターネット中継がなされたときの視聴者数の推移がここに示されておりますので、ちょっと御報告申し上げます。

平成26年の6月に生中継にアクセスがあったのが1,042、録画分が664、9月定例会では生中継が838、録画分が428、12月の議会では生中継が1,309、録画分が391というふうにアクセスがっております。

こういうふうになっておりますが、その後、意見交換会をしましたので一部報告したいと思います。

中継を始めて町民の反応はという問いに対して、まだ周知できておらず、テレビ中継に対して反応はなしと。議員についても反応はないということでございます。

中継導入に反対する議員はいたかというこの質問に対し、賛成と反対の半々の意見があったが、議会中に——これは議員さんのモラルとも思いますが、議会中に居眠りする議員や頻りに議場を出入りする議員がおり、抑制する意味もあると思って導入したのだが、余り効果がないと。また特に、居眠りなどへの批判は何度もあったという説明でございました。

また、質問が、議会が中継されると緊張感ができる。また議会だよりの紙面では伝えられないので、導入すべきだという議員の意見もあります。

また、この中継の導入によって質問内容がよくなるなどの効果はあらわれたかという質問に対して、導入後と比較したことはないが、下手な質問はできない、荻田町の議員は調査研究をよくやっているほうではないかと。どこの議会でも同じだが、議論がかみ合わないことや、執行部の勉強不足があらわれることもあるという説明でございました。

また、議員は事前にしっかりと勉強するようになり、能力向上につながったという説明でございます。

大刀洗町でも議会運営委員会では、インターネット中継について協議し、中継しようというお話もできておりますが、議員の中でもほとんどの人が導入に賛成のようでございますし、今後、全員協議会を開き、賛成を得たいと思っております。

今後、インターネット中継の実現と予算化に向け行動を起こしていきたいと思っております。また執行部の御協力をお願いし、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（長野 正明） 次に、総務文教厚生委員会、花等順子委員長、登壇して報告をお願いします。花等委員長。

○総務文教厚生委員長（花等 順子） おはようございます。総務文教厚生委員会所管事務調査の報告をいたします。

1月22日と2月13日に委員会を開き、委員会の調査テーマであります「介護保険に関する提言」について話し合いましたが、いまだ提言に至っておりません。

新年度の主要施策と新規事業計画の審議は委員会の所管ごとに行ってりましたが、今回から議員全員で共通した認識を持つことが好ましいとして、総務文教厚生委員会と建設経済委員会の合同委員会として開催いたしました。

2月13日に税務課、2月23日に総務課、地域振興課、住民課、健康福祉課、子ども課、生涯学習課の順で行いました。この後は建設経済委員会から報告があると思っております。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（長野 正明） 次に、建設経済委員会、山田英敏委員長、登壇して報告をお願いします。
山田委員長。

○建設経済委員長（山田 英敏） 建設経済委員長の山田でございます。建設経済委員会は、2月の16日にPFI事業に関する報告、それと空き家条例に関する報告をさせていただきます。

まず、PFI事業報告に関しましては、大刀洗町は定住促進住宅整備事業として、PFI方式による若い世代のための地域優良賃貸住宅建設を計画しております。私たち建設経済委員会も初めての計画であり、どのようなものか勉強するために、昨年10月14日に先進地であります、みやき町に議員全員で行き、その結果は12月議会で報告したとおりであります。

その後、町として実施方針をホームページで公表し、1月23日にこの事業への参加希望者に募集要綱等の説明会を開催し、1月23日から27日までにこの事業に対する質問を受け付け、108件の質問に対する回答の公表をしたところであります。

2月13日に第1回事業選考委員会を開催し、2グループの参加表明がありました。一つは、大刀洗定住グループで、代表企業はみやき町に住所を有する株式会社九州PFIクリエイト、構成企業として現在、みやき町の定住促進住宅を建築している鳥栖市の株式会社栗山建設と鹿児島設計会社ほか3社で、協力会社としては不動産会社のハウスメイト、ほかに大刀洗町内の7社が上がっております。

もう一つは、溝江建設グループは代表企業が福岡市の溝江建設株式会社で、構成企業として株式会社みぞえ、それから、株式会社サニム建築事務所と大刀洗町の不動産業者でありますユースハウジングであります。

今後のスケジュールとして、3月17日から3月20日に提案書を受け付け、20日に開札し、提示金額が示される予定です。その後、第2回選考委員会が開催され、優先交渉権者と決定、公表の予定です。その後、基本協定の締結、4月には事業仮契約締結、臨時議会を開催し、議案の審議予定であり、平成28年4月には入居開始予定である。

今後とも、進捗に応じて建設経済委員会としてはお尋ねすることもありますので、その節はよろしくお願ひし、PFI事業報告を終了しました。

それから次に、空き家条例制定後の経過報告ですが、大刀洗町は空き家等の適正管理に関する条例を制定をしています。制定後の状況について報告を求めました。対応については、住民課の須山課長の説明を受けました。これまでの台帳登録件数が9件、その対応状況は、まず、空き家等の管理に関する指導書を送付したというのが2件、それから、所有空き家の適正管理についてを文書として送付したのが3件、それから適正管理について電話で助言、これが2件、未対応、これは相続人が未確定、あるいは所有者が住所不明というのが2件ありました。

この件に関して、具体的な対応状況の説明を受けました。雑草の繁茂等に関する苦情はすぐに解決できたんですが、老朽家屋に対してはすぐには対応してもらえなかったと。今後、行政代執行等により家屋の取り壊し、あるいは固定資産税の特例措置等により解決できることを期待いたします。

それから、国も空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行、県では空き家対策連絡協議会が設立予定である。これらの情報を得ながら、関係各課で組織している空き家等対策会議において協議を行う予定であるというふうに説明を受けました。

以上で建設経済委員会の報告を終わります。

○議長（長野 正明） 次に、議会報発行特別委員会、平山賢治委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会報発行特別委員長（平山 賢治） おはようございます。議会報発行特別委員会でございます。

2月6日に苅田町議会を議会運営委員会と共同で視察をいたしております。

1点目につきましては、先ほど報告もありました議会のインターネット中継でございます。来年度から広報委員会が常任委員会となり、議会だよりほか広報全般を担うことになるため、インターネット中継についても共同で調査をしたところでございます。

本大刀洗町の議会では、既に映像は中継しているため、残るはインターネットへの配信だけであり、少額の予算で済むのではないかとということで、現在は県内の実施済み自治体の状況も調査中でございます。今や情報公開の最も基本的なツールとして映像配信は不可欠な事業であると認識いたしました。

2つ目に議会だよりの発行についてでございます。苅田町においては、一般質問や議案の掲載方法については、議会内でも多様な意見があり、調整には苦勞しているとのことでございました。基本的には、議事公開の原則に基づいて紙面がつくられていると感じました。

また、広報委員会の常任委員会化の検討もなされているということでした。

特集記事につきましては、議員の活動や町民が特に関心を持っている事業について集中的に取り上げられており、本議会でも特集の充実を図りたいと感じております。

編集作業に当たっては、大手出版社の社員に委嘱し、編集委員会に参加いただいて、レイアウト等を整えていただいているとのことでございました。全国的にも編集段階から住民の方に参加してもらい、わかりやすい紙面づくりに取り組んでいる議会もあり、今後の課題として検討したいと思います。

また、議会内におきましても、オールカラーを検討してみてもという提案もあり、今見積もりをお願いしているところであります。また、編集要綱の作成も緊急に行いたいと考えております。

今後は、議会ホームページの充実など行政とも協力して、一層の改善を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） これで議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに第22回大刀洗町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜わり、厚くお礼を申し上げます。

さて、早いもので町長に就任して7年が経過し、2期目の任期も残り1年を切ったところでございます。

就任以来、自立したまちづくりに向けて、徹底した行財政改革を行い、子育て支援、健康づくりなどさまざまな施策を実施するとともに、10年、20年先を見据えて町の財政健全化に取り組んでまいりました。おかげさまで、平成20年度決算からは基金を取り崩すことなく、基金は7年間で約6.9億円を積み増しすることができました。

本年は、町制60周年という節目の年であり、将来に向けた新たな出発のときであります。

5月22日にはNHK公開ラジオ番組、8月2日には記念式典の開催などの記念イベントを予定しておりまして、町民の皆様には、より一層町への愛着を深めていただく機会になればと思っております。

皆様御承知のとおり、現在日本は、少子高齢・人口減少社会に突入しております。総務省統計局が先月20日に公表した人口推計によりますと、2014年9月1日現在で、日本人の人口は1億2,544万5,000人、これは、前年同月に比べ27万1,000人、率にして0.22%の減でございます。

また、この減少傾向は今後も続くものとされており、このまま何の対策もとらないと、2060年には日本の人口は8,000万人まで減少するだろうと推計されております。

このまま人口減少と東京一極集中が続けば、「地方」が消滅するという危機感が高まる中、政府はその対策として「まち・ひと・しごと創生法」と「改正地域再生法」の2つの法律を昨年成立させました。

この創生法は、国の長期ビジョンに基づき2060年に1億人程度の人口を維持することを目的に、人口減少と地域経済の縮小の克服と東京一極集中を是正するための方針と基本理念、国や自治体の責務を定めた理念法となっております。

自治体の役割としては、5カ年間を対象とする「地方版総合戦略」を策定することになってお

り、国においてもそのための予算措置が講じられております。

なお、地方版総合戦略は、地方における雇用の創出、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域づくりと地域間連携といった4つの基本目標に沿う形で、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視という5原則を踏まえ策定するものであります。

担当大臣が、「熱意があり、独創性・将来の発展性・持続性がある戦略については、実行のための交付金を厚く交付する」と述べており、町としても、この策定について積極的に取り組んでいきます。

私のリーダーシップは当然ですが、職員の企画力・発想力・事業推進マネジメント力・実行力などを高め、地域住民や「産・学・金・労・言」といわれる各分野も巻き込みながら、地域全体として取り組みを進めてまいります。

また、地域の現状を踏まえ、スピード感を持って具体的な事業と目標値で構成される総合戦略を策定し、より一層「自立のまちづくり」を推進してまいりたいと考えております。

さて、我が国の経済は、アベノミクスの進展による一段の円安や大幅な株価の上昇もあり、不況からは脱却しつつあるようでございます。

しかしながら、昨年4月の消費増税や円安の進行による消費の影響は思った以上に深刻で、第2・第3四半期のGDPが、年換算でマイナス1.7、マイナス0.6といずれもマイナスでございました。

補正予算の総額は3兆1,180億円で、地方経済の活性化などに重点を置いた総額3兆5,059億円の経済対策が盛り込まれたものとなっております。

その内訳は、消費増税や円安による景気の冷え込み対策、人口減対策などが柱で、具体的には、地方自治体が地域の事情に応じて柔軟に活用できる地方創生関連予算として4,200億円が盛り込まれました。

町としましては、この地方創生関連予算である「地域活性化、地域住民生活等緊急支援のための交付金」を有効に活用し、プレミアム商品券の発行や、地方版総合戦略策定ほか6事業を、今回の補正予算に計上したところでございます。

さて、平成26年度も残すところわずかとなりましたが、武道場屋根改修工事、大堰小学校プール改修工事、菊池小学校屋内運動場屋根改修工事、道路改修工事などの完成をはじめ、諸事業・諸施策も計画どおり順調に進捗しているところでございます。

次に、平成27年度大刀洗町一般会計予算については、総額61億6,550万円で、前年度と比較して5億9,495万円、率にして10.7%の増となっております。

予算編成に当たりましては、歳出における義務的経費を除く経常的経費について、昨年に引き

続きマイナスシーリングとしたほか、今年度からサマーレビューを実施し、25事業について予算の見直しを行っており、その結果を平成27年度予算に反映したところであります。

国・地方とも巨額の借金を抱えた厳しい財政状況で、当面は一般財源が減少し、町財政も厳しさを増していくものと思われませんが、今後とも限りある経営資源を有効に活用し、持続的なまちづくりに努めてまいります。

さて、歳入であります。町民税が1.2%の減、固定資産税が1.3%の減、軽自動車税は2.6%の増、たばこ税は微増で、町税全体では1.0%減の13億7,007万円を見込んでおります。

一方、地方消費税交付金については、消費税率改定による社会保障財源交付金が4,750万円の増、率にして34%の伸びを見込んでおります。

地方交付税は、地方財政計画における地方交付税の総額の前年比0.8%減を考慮して18億6,000万円を見込んでいます。

財産収入は、積立基金の運用を短期運用から長期の国債に切りかえましたので、1.4倍の2,000万円を見込んでいます。

町債については、定住促進住宅建築工事費、菊池小学校北校舎改修工事及び図書館改修工事などで6億7,000万円を見込んでおります。

次に、歳出であります。義務的経費のうち、人件費は、小中学校の調理員及び用務員を民間業者に委託するため5.2%の減、扶助費は1.4%の増、公債費は8.5%の減となっております。

また、普通建設事業のうち補助事業は、道路改良工事、定住促進住宅建築工事、小学校大規模改修工事及び図書館改修などで2.6倍の増となっております。

それでは、平成27年度に取り組む主な事務事業につきまして、各課ごとに御説明しますので、よろしく申し上げます。

まず、総務課秘書係でございます。

ことは町制施行60周年の節目の年です。町内外から多くの御来賓を迎え、ともに節目を祝い、町のさらなる飛躍につなげたいと考えております。

5月22日にNHK公開ラジオ番組、8月2日に60周年記念式典を予定しております。

次に、総務課総務係でございます。選挙関係で、4月12日に福岡県知事及び県議会議員選挙、9月には大刀洗町農業委員会委員選挙及び大刀洗町議会議員選挙、平成28年1月には大刀洗町長選挙が執行予定であり、正確かつ迅速な開票に努めてまいりたいと考えております。

次に、人事関係では、社会情勢の変化や多様化する住民ニーズや新たな行政課題に対応していくため、引き続き、職員の人材育成及び能力開発に努めてまいります。

このため、外部専門家による研修会、町主催による職員研修を充実させるとともに、福岡県市町村支援課への実務研修生の派遣や、東京財団週末学校への職員の派遣、千葉県にある市町村アカデミーでの研修のほか、福岡県市町村職員研修所での研修を計画しているところでございます。

住民協議会についても、新たに30名の方に委員に就任していただき、2つの事業について実施する予定でございまして、なお一層、住民と行政との協働のまちづくりを推進してまいります。

次に、財政係でございしますが、今年度着手した財務書類作成業務委託、いわゆる固定資産台帳整備については、町が所有する土地、公共施設、学校施設、公園、道路橋梁、下水道施設などの総資産価値と老朽化の度合いを把握したところであります。

今後、これらの施設の利用状況の把握や将来の大規模改修費、改築費などの試算を行い、財政負担の軽減や平準化を図るため、「公共施設等総合管理計画」の策定業務に2年間かけて取り組むこととしておりまして、計画原案については、住民の皆様や議員の皆様へ説明を行い、総合計画や財政計画との整合を図りながら、実効性のある計画を策定してまいります。

次に、地域振興課でございします。

定住促進を図るため、西大刀洗住宅団地敷地に、国庫補助を受けてPFI方式による地域優良賃貸住宅を建設いたします。

また、10月1日を基準日とし5年ごとに実施される国勢調査への取り組みや、都市再生整備計画事業として、西大刀洗駅駐車場整備工事や、就業改善センター駐車場を防災広場として整備するための設計を予定しております。

消防関連としましては、購入から20年が経過する第1分団の消防ポンプ車の買い替えや、消防サイレンの専用線方式への移行及びサイレン機器の経年劣化による更新、消防無線のデジタル化に伴う無線機や受令機の更新を予定しております。

また、ほかにも建築から25年経過するふれあいセンターについて、大ホール床の補修工事や、職員のタイムマネジメント推進支援事業などを実施する予定であり、社会保障・税番号制度の推進においては、システム改修や中間サーバープラットフォームの設計・構築などを予定しております。

次に、税務課でございします。

町の自主財源であります町税については、適正課税に努めるとともに、コンビニエンスストアへの収納委託など、納税者の利便性や自主納付の意識向上を図ってまいります。また、滞納者に対する徴収業務を強化して、安定した税収の確保を図ってまいります。

次に、住民課でございします。

住民のサービスの向上を図るため、総合窓口を開設し、戸籍や住民票などの交付のほかに、納税証明・耕作証明などの各種証明書の発行を行っております。今後とも接遇意識の向上など職員

研修を重ね、窓口サービス向上に努めてまいります。

次に、生活環境関係ですが、ごみ行政について、総務文教厚生委員会や住民協議会からの提言書なども参考にしながら、ごみ減量化を進めていくとともに、生ごみ減量化に向けて、生ごみ処理機やコンポストへの助成事業を引き続き実施してまいります。

また、新年度から犬の登録及び予防注射票の交付委託事業に取り組み、対象となる方の利便性の向上を図ってまいります。

次に、健康福祉課でございます。

まず、介護予防事業でございますが、団塊の世代が75歳を迎える2025年に向けて介護保険制度が改正され、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築することが大きな課題となっております。

その大きな柱として、高齢者を中心に健康で長生きできるように、身近な地域の公民館で運動習慣をつけてもらえるよう、分館での運動教室の支援を行ってまいります。また、この取り組みが高齢者の集う場づくり、居場所づくりにつながればと期待しております。

次に、高齢者、障害者及び児童などの個別分野に限らない総合的な視点で地域課題を捉え、その解決を図るため「地域福祉計画」を策定することとしておりまして、誰でも地域で、安心して、地域社会の一員として、生き生きと暮らし続けることができる、豊かで温かい地域づくりを目指してまいります。

次に、障害者自立支援事業でございますが、新たに策定した障害者福祉計画、障害福祉計画に基づき「全ての人が生き生きと快適にともに暮らせるまちづくり」を目指して、地域生活支援の充実などを目指します。

次に、特定健診や保健指導において、国が示す5年後の目標値は、受診率・保健指導率ともに60%です。

毎年電話や訪問により1,700名の方へ未受診者勧奨を実施してきており、平成25年度の受診率は49.3%で県下2位でございました。今後も継続してきめ細やかな受診勧奨を年間を通じて実施してまいります。

また、国民健康保険団体連合会が保有する医療・健診・介護に関する情報の活用を目的とする、国保データベースシステム（KDB）が構築されつつあります。

このKDBシステムを活用・分析し、重症化予防の視点から対象者を効率的に抽出し、効果的な保健指導を実施するなど、循環器疾患・脳血管疾患・腎疾患などの重症化予防対策を推進してまいります。

子供の定期予防接種については、個人負担なしの予防接種を実施することで、接種の機会を安

定的に確保し、免疫水準の維持を図っていきます。

母子保健対策としては、子ども課との連携が構築されつつあります。今後も妊娠から出産・子育て・保育園・義務教育と一貫した支援が行われるよう情報を共有し、早期からの支援を実施してまいります。

次に、国民健康保険事業と後期高齢者医療保健事業に関してですが、少子高齢化の進行と医療技術の高度化に伴う医療費の増大、経済状況の停滞などにより、運営について厳しい財政状況が続いております。

本年、平成27年は、全ての団塊の世代の方たちが65歳以上、いわゆる前期高齢者になり、今後10年後に75歳になり、後期高齢者医療に移行されるまでの間は、大幅に国保の医療費が増大することが見込まれることから、レセプト点検による医療給付費の適正化、保健師による保健指導や特定健康診査、悪質な保険税滞納者に対する徴収取り組みの強化を行っていくことが重要だと考えております。

大刀洗診療所の運営については、指定管理者の医療法人社団シマダの運営に移行し、2年が経過しようとしております。各種団体の依頼に応じ、無償で出張健康教室を開催したり、ドリームまつりでは健康診断による啓発イベントを実施するなど、診療所の管理運営だけでなく町民の健康増進にも積極的にかかわってもらっております。

今後も役場内部の横の連携はもちろん、関係機関などとも手を携えながら、幅広く大刀洗町の健康づくりを推進して、病気の早期発見・早期治療に努め、医療費の適正化に取り組んでまいります。

次に、産業課でございます。

まず、農業振興関連では、一昨年末に政府は、5年後をめどとする米の生産調整「減反」の大幅見直しを打ち出し、今後は、地域で生産調整を行うよう方向づけされております。

当町としても、国の意図する政策・制度を有効に活用し、力強い農業の実現と制度の確立を図る所存であり、将来に向けて農地を守るため、農地中間管理機構を利用した利用権の設定・遊休農地の解消や、農業基盤づくりを目的とした大刀洗北部地区の圃場整備事業、全町にわたる暗渠排水事業などの土地改良事業を推進いたします。

また、魅力ある田園風景を守るため、「農地・水保全管理支払交付金事業」から「多面的支払交付金事業」への制度移行を踏まえ、集落の積極的な活動を支援いたします。

そのほか、集落営農組織の法人化や、国・県・町の農業用機械・施設導入関連補助事業を活用し、土地利用型農業、施設園芸などの農業経営確立推進に当たります。

次に、商工関係では、地域経済の活性化支援に努めます。また、住民の消費に関する被害を未然に防止するための消費者教育、啓発活動を展開し、消費生活相談体制の強化を充実させてまい

ります。

次に、建設課でございます。

町道の道路維持を目的として、区長要望や道路パトロールにより判明した道路や側溝の修理などを実施いたします。また、今年度からの継続路線が3本、新規路線が2本の計5路線において、拡幅を主とした道路改良事業を実施いたします。

なお、国庫補助事業として、舗装補修・橋梁補修・通学路対策工事に取り組む予定であり、これらの事業の推進により、社会資本の整備を図るとともに、住民生活の向上に寄与してまいりたいと考えております。

次に、子ども課でございます。

学校教育係では、変化の激しい社会をたくましく生き抜く人材を育成することが求められており、自立して社会を生き抜くための「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた教育、すなわち「生きる力」の育成を基本目標にした施策を推進します。

今年度の主な事業としては、一つには、昨年度から3年計画で取り組んでいます「子ども支援推進会議」をさらに充実させるため、名称を「学校支援推進事業」として、学力や人間関係づくりの向上と地域や保護者の連携強化を図ります。

2つ目は、特別支援教育総合推進事業において、引き続き、就学前の幼児を対象とした「ことばの教室」の開催や教育支援員を学校に配置して、課題のある子供へ個に応じた支援を行ってまいります。

3つ目は、いじめ防止推進法を踏まえ、いじめや不登校の未然防止や早期発見、早期対応への指導体制の充実を図ります。

4つ目は、学校給食調理業務の民間委託です。専門業者による衛生管理や、アレルギー対応の給食を提供することで、さらに安全・安心な給食の提供を実施します。

5つ目は、学校施設的环境整備ですが、本郷小学校運動場のフェンス工事や菊池小学校北校舎改修工事のほか、28年度に予定している施設改修工事の設計委託などを計上しております。

次に、子育て支援係では、安心して子供を産み育てることができる環境づくりを基本目標に施策を進めてまいります。

ことし4月より、新たな「子ども・子育て支援制度」がスタートしますが、町でも「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、それに基づいてさらに子育て支援の充実を図ってまいります。

一つには、障害を持つ児童が保育所にスムーズに入所できるために、保育所への支援を行います。

2つ目は、子育て支援の拠点となる子育て支援センターにおいて、安心して子育てができるように、子育ての相談、情報提供のほか、支援を必要とする児童や家庭に対して積極的にかかわる

相談員を配置します。

3つ目は、学童保育所の運営においても、積極的に町も支援を行い充実に努めてまいります。

以上のように、「大刀洗町は子育てしやすい町」「大刀洗町で子育てできてよかった」と思っただけのよう、「チルドレン・ファースト」を合い言葉に子育て支援・教育支援の充実に努めてまいります。

次に、生涯学習課でございます。

生涯学習関係では、町民が生涯にわたり人間性豊かな生活を送れるよう、「いつでも・どこでも・誰でも」の求めに応えられるように生涯学習施設の充実、人材育成と活用など、生涯学習のまちづくりに努めてまいります。

初めに、人権教育関係についてですが、町民一人一人が人権を尊重し合える社会の実現に向けて、大刀洗町人権・啓発推進実施計画を実施するために人権・平和学習会の開催や啓発に取り組んでまいります。

また、戦後70年を迎えますが、町の歴史である「大刀洗飛行場」など後世に語り継ぐよう、平和学習に取り組んでまいります。

青少年育成関係では、生活体験・社会体験・自然体験活動など、地域ぐるみで子供の体験活動の機会・場の充実などに努め、2泊3日のチャレンジキャンプや通学合宿を支援するとともに、ボランティアやジュニアリーダーの育成に努めてまいります。

次に、社会教育関係でございます。

町民の自己の能力を高め、いつでもどこでも自由に学び遊べる機会を提供できるように、各種講座・学級の充実に努めます。

また、生涯学習の中心的施設であるドリームセンターと中央公民館を一体的に活用できるように整備・充実に努めます。

町立図書館においては、図書館の改修工事を計画しております。町民の生涯にわたる学びの場で、町の情報発信の拠点となるように、また、いつでも・どこでも・気軽に集える図書館づくりを目指し、ボランティア団体などの育成や活動支援など、住民との協働による図書館づくりに取り組んでまいります。

社会体育関係においては、町民がスポーツやレクリエーション活動を楽しみ、健康で充実した生活を送れるよう、体育施設の計画的な補修・整備を行い、利便性の向上に努めてまいります。

最後に、文化財関係でございます。

町内に所在する文化的・歴史的に価値のある資源を調査し、出土遺物や収集資料の保存・展示・活用に努めるとともに、地域に根差した文化・伝承芸能の育成・継承を図り地域の活性化に努めます。

国指定史跡「下高橋官衙遺跡」については、分館対抗少年キックベースボール大会やグラウンドゴルフ、少年サッカーなどの利活用が定着しつつあります。今後もさらに社会体育事業、健康づくり事業との連携など住民に開かれた生涯学習の場となるように利活用を図ってまいります。

県指定文化財であります「今村教会堂」については、国指定に向けた取り組みと、キリシタン関係資料の整理・公開に努めてまいります。

次に、今議会に提案しております一般会計補正予算について御説明申し上げます。

内容としては、諸事業の確定に伴う不用額の減額補正と、国の補正予算成立に伴う地域活性化、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業の増額補正でございます。

主な事業費を申し上げますと、商工会プレミアムつき商品券発行補助金2,190万円、定住促進DVD作成委託料324万円、地方版総合戦略策定事業費1,002万円、家庭児童相談事業費341万円、特産品を生かした観光物産まちづくり等1,265万円などであります。

終わりに、今議会に提案いたしております議案は、専決処分事項の報告が1件、専決処分事項の承認が1件、人事案件が4件、条例の制定・廃止など条例関係が8件、規約の変更が3件、平成26年度一般会計補正予算案などの補正議案4件、平成27年度予算一般会計予算案などの予算議案6件の合計27件であります。

議員各位におかれましては、慎重に御審議いただきまして、最後には御承認賜りますようお願い申し上げます。私からの御挨拶といたします。

○議長（長野 正明） 町長の挨拶が終わりました。これで諸報告を終わります。

日程第4. 報告第1号 専決処分事項の報告について

○議長（長野 正明） 日程第4、報告第1号専決処分事項の報告についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

.....
報告第1号 専決処分事項の報告について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） おはようございます。総務課の山本でございます。よろしくお願いたします。

それでは、私のほうから報告第1号専決処分事項の報告について、提案理由及び内容の説明を申し上げます。

先ほど朗読がございましたように、1ページをはぐっていただいたところに、今回の内容を記

載しているところでございます。

交通事故が発生しましたので、その賠償額の決定について地方自治法の第180条の第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので報告するものでございます。

内容については、先ほど朗読がありましたように、久留米市のところで赤信号で停止していたところに、前方不注意で総務課職員が前方の車両に追突し、後部のバンパーとドアを破損したものでございます。

相手方につきましては、先ほど朗読ございましたように、ここに記載している方でありまして、車の所有者につきましては、商用車ということで会社の車というふうになっております。

賠償額につきましては、ここに記載しております25万ということで確定をいたしまして、町が加入している保険会社のほうから1月の7日に支払い済みとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。7番、安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 具体的な発生内容についてどうこう言うわけではありませんけれども、再発防止に向けた取り組みについてお尋ねをしたいと思います。

こういった件数、ここ2年ぐらいの中で3件目だというふうに認識しておりますけれども、こういった事故が発生した場合の職員への情報共有といいますか、再発防止に向けた取り組みについてお尋ねしたいと思います。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 安丸議員の御質問にお答えしますけれども、昨年から公用車の物損事故等につきましては、議員の皆様にご報告しているとおおり、かなり発生しているかというふうに考えております。

これにつきましては、朝の朝礼等におきまして関係者と課長のほうに事故が発生しておりますので、ふだんから車、これは公用車の運転に限らず自分の車についても十分安全確認を行い、運転していただけるようにということは注意をいたしておるところですけれども、なかなか効果が上がっていないということはちょっと否めないと思っておりますので、今後もまた啓発していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（長野 正明） 7番、安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 各課長への周知は朝礼等の――庁議ですかね、その中でされているということですが、担当内での周知はその課長を通じて全職員へのそういった、こういった事故が発生しているからと、具体的には再発防止に向けた取り組みの周知がなされているということで、理解してよろしいでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） はい。基本的には朝礼等で指示したことはそれぞれ部署等に伝達されているものと理解しているところでございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） ちょっとお尋ねいたしたいのは、消防は地域振興課に所管があるかと思うんですが、この場合、総務課の職員が送迎をしていたということですが、そこら辺のいきさつというのはどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） この件につきましては、送迎する職員、基本的には消防部署は地域振興課になりますけれども、担当のほうがいなかったということで、総務課のほうの嘱託職員がかわりに送迎をしたということで伺っております。

○議長（長野 正明） ほかに。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑は終わります。

日程第5. 同意第1号 監査委員の選任について

○議長（長野 正明） 日程第5、同意第1号監査委員の選任についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

.....
同意第1号 監査委員の選任について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 同意第1号監査委員の選任についてでございます。

これにつきましては、先ほど朗読がございましたように、現監査委員さんが平成27年5月の22日で任期満了となり、後任の監査委員を新たに選任する必要がありますので、議会の同意を求めらるものでございます。

中身でございますけれども、住所は先ほど申しましたように、守部の3番地の秋吉淑子、年齢64歳でございます。

裏面のほうに履歴書をつけておりますので、こちらのほうごらんいただきたいと思います。

学歴が昭和44年3月に高校を卒業された後、昭和45年の11月に大刀洗町に採用されてありまして、ここに記載しているとおり、それぞれの課を歴任の後、出納室長に就任された後、会計課長を歴任され、最後は総務課長で退職されてあります。

現在は、民生委員としても就任されておるところでございます。

なお、同意いただいた後の任期でございますけれども、平成27年の5月の23日から4年間、31年の5月22日までが任期となります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 10番、森田です。この監査委員の選任についてでございますけど、非常に彼女については業務に対する識見や人格は申し分ない方だと十分思っております。

しかし、たまたま、西日本新聞を見られたと思いますけど、非常に監査というのは内部の方——もと内部の方と申したほうがいいかと思いますが、そういうふうなOBの重用が多いんじゃないかなということも問題になっておりますが、本当に真剣に民間の方なんかを、総務課ですかね、担当は、総務課のほうは調べられたんでしょうか。

ただ、もうあの人がおるけ、こっちに頼もうかというような安易なことでしていただくと、本当に公正中立な監査ができるかできないかというのは、非常に心配しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 指摘されたとおりで、ちょうどタイミングが悪く西日本新聞についたんですけど、実はいろいろ当たりました。それで、役場に関係なかった人がいいというのはもうわかっておりますけどね、実際探すとなるとなかなかいないんですよ。それで、仕方がなくじゃなくて、こちらにも嫌がるのを無理やりに頼んで、就任してもらおうということになりますので、何かその辺のことは確かに指摘されることはわかりますけど、御理解をいただきたいなと思います。

以上です。

○議長（長野 正明） 10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 町長の苦渋はよくわかります。しかし、どういう方に頼んだんですか。私たち議員なんかでも、そういう話ちらっとされました。誰かいらっしゃいますかというようなことは。そんな話も聞いてもおりませんけど。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 森田議員の質問にお答えしますけども、1月ぐらいから候補の選定に入りまして、一応5人ぐらい候補者のほうをそれぞれ当たっていきまして、最終的に町長のほうが女性の登用というふうにやられていますので、女性の方にもお願いしましたけども、なかなか受け入れられなかったということと、それと、経済産業省ですか、そちらのOBの方にも一応町長のほうが直接お願いをされてありましたけど、体調不良とか、そういう理由でお断りの言葉をいただいておりますので、最終的にはこういう形で職員OBという形で推薦させていただくこ

とについては、ちょうどそのときまだ新聞報道なく、町としてもできるだけOBの方は避けようということで、選定に入っておりましたけども、なかなか人材がいなかったということで、こういう形で提案させていただいた次第でございます。

○議長（長野 正明） 10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 大体経過はわかりました。ひとつ公正中立な監査をやっていたらければよろしいかと思えます。どうぞ。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

日程第6. 同意第2号 教育委員会委員の任命について

○議長（長野 正明） 日程第6、同意第2号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

.....
同意第2号 教育委員会委員の任命について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 同意第2号教育委員会委員の任命についてでございます。

提案理由につきましては、先ほど朗読がございましたように、平成27年の2月の13日付で現教育委員のほうから3月31日をもって退職したい旨の願いが出されたため、後任の教育委員を新たに任命する必要があるため、議会の同意を求めるものでございます。

住所は先ほど朗読がございましたように西原の方で、お名前が大野祐子、47歳の方でございます。

裏面のほうに履歴書をつけておりますので、裏面のほうをごらんいただきたいと思います。

こちらのほうに最終学歴でございますけれども、63年3月に、短期大学のほうを卒業された後、ここに記載しておりますとおり、保育園のほうに勤務をされております。その間、幾つかの職歴を転任されまして、最後は、現在はここに記載しております久留米市のほうの保育所のほうに今勤務されている状況でございます。

それから、今保護者ということでもありまして、大堰小学校のPTAの副会長にもなってあるところでございます。

それから、済みません、任期について申しおくれましたけれども、27年の4月1日から4年

間ということになりますので、31年の3月31日までが任期期間となります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第7. 同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（長野 正明） 日程第7、同意第3号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....
同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 同意第3号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてでございます。

提案理由でございますけれども、先ほど朗読がございましたように、今現在4名おられるうちの方の1名が、平成27年の3月19日付で任期満了となるため、後任の委員を新たに選任するがために、地方自治法の第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

住所のほうが山隈にお住まいの仲満、78歳の方でございます。

裏面のほうに履歴書をつけております。最終学歴が昭和30年の3月に高校のほうを卒業されて酪農業に就いてあって、その間、その他のところに記載しておりますように、農協の理事等に就任の後、平成18年の3月から固定資産評価委員、第1期目の任期として3年間務めていただいております。その後2期、3期と就任されてありまして、今回4期目に新たに就任をお願いするものでございます。

議会の同意がございましたら、その任期でございますけれども、27年の3月20日から30年の3月19日までの3年間というふうになっております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。6番、林議員。

○議員（6番 林 威範） 今回の選任についてですけども、役場側として例えば多選ですね、

4期目になりますけれども、そこについての考えだったりとか、あとは何歳以上だったら更新はしないとか、再任はしないとか、そういう考えがもしあればお聞かせください。なければないで結構です。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 林議員の質問にお答えしますけれども、町としては一応何期までという特段の規定はございませんので、勤めていただければある程度専門的なことになりますので、経歴を積んでいただければそれだけ知識が出てくるのかなというふうに考えておるところでございます。

○議長（長野 正明） もう1点が年齢の上限ちゅうか、それはどうかという。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 年齢についても特段定めておりません。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにございませんか。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） これについては、菊池校区からというようなことで1人選考したわけでございます。大体3期というようなことで大体4期目でどうでしょうかというようなことで、4人議員が集まっていろいろ考えたわけです。

そういう中で、各校区のメンバーを見ると、非常に若い、そして経験のないという方も結構あります。しかし、校区から上がった以上、私たちはよその校区の方にいろいろ言うわけにいかんわけですね。それで、やはり1人ぐらいいまだ3年ですから、78、あと1期ぐらいいいだろうというようなことで、4人で推薦したわけです。

それで、何でも若いちゅうわけにいかんというふうに私は思います。やはり経験があった人が1人ぐらいいおって、選考して、本当の判断をするということが役員の責任だと思って、選考したわけでございますので、そういう事情でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） これは答弁みたいな発言ですけども、一応選考の過程は山隈区の——菊池校区のほうの選考の過程はこういう事情でしたということですので、御了解いただきたいと思えます。

ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

日程第8. 同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（長野 正明） 日程第8、同意第4号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 同意第4号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてでございます。

提案理由でございますけれども、先ほどと同様でございます。今回、今現在の固定資産評価委員さんの任期が平成27年3月31日付で任期満了となるために、先ほど申しましたように地方自治法第423条3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所のほうが大刀洗町の今のほうにお住まいの青木量子、68歳の方でございます。

裏面のほうに履歴書をご載せさせていただきます。最終学歴は昭和40年3月に高校を卒業された後、民間に40年4月に就職された後、44年1月から大刀洗町職員として勤務なさっております。

現在、24年の4月から固定資産評価委員の1期目に就任されてありまして、今回2期目の就任をお願いするものでございます。

期間につきましては、3年間ということになりますので、27年の4月1日から3年間という形になります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

ここで、議場の時計で10時40分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

○議長（長野 正明） それでは、休憩前に続き再開いたします。

日程第9 承認第1号 大刀洗町社会福祉会館設置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（長野 正明） 日程第9、承認第1号大刀洗町社会福祉会館設置条例の一部を改正する条

例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

承認第1号 大刀洗町社会福祉会館設置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 健康福祉課の川原でございます。私のほうから説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、承認第1号大刀洗町社会福祉会館設置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

先ほど朗読がありましたように、ぬくもりの館の地番が平成22年11月26日の土地の合筆により変更されておりましたが、大刀洗町社会福祉会館設置条例に記載されている位置の地番変更を行うべきでありましたけれども、なされておらず、今回12月に障害者相談支援事業所立ち上げの申請時に判明いたしました。すぐに改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、12月26日付で専決処分をしているところでございます。

それでは、内容について新旧対照表で説明をさせていただきます。4枚目になります。前から4枚目に新旧対照表を掲載しております。右側の表が改正前、左が改正後になります。

本則の第3条の一番下の行でございますが、位置の「大刀洗町大字富多826番地の1」を「大刀洗町大字富多819番地」に変更するものでございます。

以上で、承認第1号の提案理由及び内容の説明を終わらせていただきます。御審議の上、承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第10. 議案第1号 大刀洗町議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第10、議案第1号大刀洗町議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

.....
議案第1号 大刀洗町議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 議案第1号大刀洗町議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定についての提案理由、内容の説明を申し上げます。

提案理由でございますけれども、国政選挙とか都道府県知事選挙においては、公職選挙法の第167条の規定によりまして、必ず発行されることとなっておりますが、地方の選挙では同法第172条の2により、選挙公報条例を制定する必要があるがございますので、今回条例を制定するものでございます。

1ページはぐっていただいた中に、条例の中身について第1条から第8条までの規定を設けております。趣旨といたしまして、第1条です。先ほど申しましたように公職選挙法の172条の2の規定に基づき、大刀洗町議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関し、必要な事項を定めたものでございます。

選挙公報の発行についてでございますけれども、第2条のほうに町の選挙管理委員会のほうが、議員等の選挙において議員等の候補者の氏名とか経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を選挙ごとに1回発行することになっております。

次の掲載の申請につきましては、第3条に規定しているとおりでございます。候補者は選挙公報に氏名、政見、写真等の掲載を受けようとするときには、掲載文及び写真を添えて、当該選挙の期日の告示があった日です。時間については、第7条で規定しておりますけれども、8時30分から17時までに委員会に文書で申請することになります。

第2項につきましては、その公報に記載する内容について述べさせていただいておりまして、最後の行のほうですけれども、選挙公報としての品位を損なうような事項を記載してはならないというふうに規定をいたしております。

それから、選挙公報の発行手続についてでございますけれども、第4条でございます。前条の申請があった場合については、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載することになります。

それから、次は2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合は生じた場合については、その掲載順序は委員会のほうがくじを引くことになります。そのくじを引く場合については、申請をした候補者あるいは代理人はくじに立ち会うことができます。

選挙公報の配布についてでございます。第5条関係でございますけれども、選挙公報は当該選

挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯、大体5,000世帯ほどございますけれども、当該選挙の期日の前日までに配布することと規定をいたしております。

第2項については、選挙公報が配達することが困難な場合についての例外規定を載せているところでございます。

次のページをお願いいたします。選挙公報の発行を中止する場合について、第6条に規定をいたしております。第1号については、第100条第4項の規定ということになっております。これは、無投票になった場合については、発行しないということです。

それから、第2項については、第3条第1項の規定ということで、申請がなかったときには発行しませんということです。第3号には天災、その他避けることのできない事故等が遭った場合には、また発行しませんということを規定をいたしております。

第7条は、先ほど申したとおりでございます。

それから、第8条は委任という形で、この条例に規定するもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は委員会が定めるということにしております。

この条例の施行につきましては、この条例は公布の日からの施行ということになりまして、この条例の施行日以降、初めてその期日を告示される選挙から適用するということになりますので、9月に執行されます町議会議員選挙から一応適用されることとなります。

以上で説明のほうを終わらせていただきますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 選挙公報の発行に関しては、とてもいいことだと思うのですが、この配布方法はどのようなふうなことを考えてありますでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 告示された日の5時に締め切りまして、それをすぐに印刷所に回して、でき上がり次第封筒につめて、郵送により配布することといたしております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 各戸配布ですか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 各戸配布です。だから、同じもの、氏名とかは載せなくて、同じものですから、全戸に配布する形で考えております。全戸となりましたけれども、選挙人名簿に登録されてある世帯ということになりますけれども、ただそれについては、探さないといけない。基本的には全戸という形になるかと思えます。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） これで、1日目の質疑を終わります。

日程第11. 議案第2号 大刀洗町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定
について

○議長（長野 正明） 日程第11、議案第2号大刀洗町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....
議案第2号 大刀洗町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 議案第2号大刀洗町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてでございます。

提案理由でございますけれども、先ほど朗読がございましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されておまして、その施行に伴いまして、教育長の職務に専念する義務の特例に関し、新たに条例を整備する必要があるためでございます。

内容について説明を申し上げます。新教育長については、新たに先だって説明があったと思っておりますけれども、教育委員長と教育長と一本化した新教育長を設置するということになっておまして、今回新教育長につきましては、一般職から特別職という形になります。その中身について、今回条例制定するものでございまして、趣旨のほうにありますように、第1条関係でございますけれども、この条例は地方教育行政の組織及び運営に関する法律でございます。第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例について、必要事項を講じるものでございます。この法律の中身でございますけれども、この法律は条例に特別な定めがある場合を除くほか、勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務の遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないというふうに、教育長の職務が定められますので、この例外規定を設けるものでございます。

その第2条にうたっておりますように、教育長は次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができるということで、1号が研修を受ける場合でございます。それから2号が厚生に関する計画の実施に参加する場合、それから第3号が前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合で

ございます。

それから、この法律の施行につきましては、平成27年4月1日から施行となります。あと、経過措置として謳っておりますのが、現教育長がまだ就任されている場合については、その期間まではこの条例は適用しないということになりますので、ことしの12月22日まではまだ従来どおりの規定の適用になるということになります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第12. 議案第3号 大刀洗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第12、議案第3号大刀洗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....
議案第3号 大刀洗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 議案第3号大刀洗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由、内容の説明を申し上げます。

提案理由でございますけれども、先ほど朗読がございましたように、行政不服審査法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律です。それと、行政手続法の一部を改正する法律が平成26年6月13日に公布されましたので、条例を一部改正するものでございます。

今回のこの法改正の趣旨でございますけれども、法令に違反する事実の是正のため、あるいは処分または行政指導を求めることができる処分等の求めの手続と、それから法令の要件に適合しない行政指導の中止を求めることができる行政指導の中止の求めの手続を新設することが主な内容となっております。

これによりまして、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資することを目的として制定されたものでございます。

それでは、中身の説明をさせていただきます。新旧対照表をもって説明をさせていただきたいと思っております。今回この条例につきましては、施行期日のほうが異なりますので、1条、2条立て

という形で提案をさせていただいているところでございます。

まず、第1条関係でございます。新旧対照表の5ページのほうお願いいたします。こちらに大洗町行政手続条例の新旧対照表、第1条関係を記載いたしております。左のほうが今回の改正で、右側は旧になっています。今回改正するものについては、下のほうにアンダーラインを引いているところでございます。先ほど申しましたように、新たに2つが新設されておりますので、見出しのところ、第4章と第4章の2が追加されておりますので、ここを改正をさせていただいております。

次の第1章の総則の定義のところの第2条の3号です。これにつきましては、行政庁の定義がございませんでしたので、この定義という形で条例との定めるところに処分権限を有する者をいうということで、行政庁の定義を定めております。

続いて、6ページ以降でございます。第5号につきましては、条例等の以下、括弧書きで規定した部分については、文言の必要がございませんので、これを削除いたしております。

それから、6号については、アンダーラインのところは平仮名であったのを、「名あて人」を「名宛人」と漢字化しておりますので、以下全てについては、こういうふうに漢字化しているところの改正でございます。

それと、適用除外条文、適用除外の関係の第3条関係でございますけれども、これにつきましては、追加がありましたので、「次章から第4章」を「次章から第4章の2」までにして、適用しないというふうに改めるものでございます。

次の1号については、新たな新設という形で、議会の議決を得て、またはその同意、もしくは承認を得た上で定めるべきものとされている処分には適用除外ということで追加をいたしております。

あと、追加いたしましたので、1号ずつ号が繰り下がっております。

第7号についても、同じように「かかわる」を漢字の「関わる」というふうに改正をいたしているところでございます。

10ページのほうをお願いいたします。10ページのほうが、先ほど申しましたように、新たに追加になった条文でございます。行政職の方式で第33条の2項が新たに追加となっております。中身については申し上げますと、今まで行政処分、町のほうが行政処分とか許可とか出している場合については、明らかにはっきりわかるような形で示してくださいということになっておりますので、下のほうに1号、2号、3号に規定したようなことをしてから出してくださいということになりますので、1つが、1号が当該権限を行使する根拠となる法令の条項です。次が、その条項の中身、内容です。どういうものであることを示していただくことと、3号がその行使が前後の要件に適合する理由、理由をつけ加えて許可とか処分をする形が追加されております。

それから、次の行政指導の中止の求めでございます。第34条の2が新たに追加になっておりまして、これにつきましては、ここに記載をいたしておりますので、要するに行政指導と相手方がその行政指導が当該法律または条例の規定に、要件に適用しないと思われるときは、それを要請をした町の機関に対して、その旨を申し出て、行政指導の中止であるとか、その種の措置を求めることができるようになっております。その申し出をするための要件が下の1号から6号までに規定しているとおりでございます。

1つは、申し出をする者の氏名とか名称です。それから住所です。それと、当該、行政指導の内容、3号が当該行政指導がその根拠とする法律または条例の条項、それと4号がその規定する内容等です。それと5号については、その要件に適用しないと思われる理由を記載することになっておりまして、あと6号については、その他参考となる事項を記載して新設することになります。

3号については、その申し出があった場合について、出されたところの機関は、必要な調査を行うことになっております。その調査を行って、明らかに適合しないと認める場合については、その行政指導の中止あるいはその他必要な措置をとらなければならないということに定められております。

次の処分等の求めでございます。第34条の3です。こちらについても何人も法律に違反する事実がある場合において、その是非のためにされるべき処分、または行政指導がなされていないと思われるときについては、その処分を権限する行政庁か執行機関に対して、その旨を申し出て、処分の行政指導をすることができるということが上がっておりまして、本来はすべきところも町のほうが何も、行政機関が何もしなかったということが認められる場合については申し出をすることができるとなっております。

その次の2項については、先ほど申したように、またその申請に当たっての中身を記載をいたしております。1号が申し出をする者の氏名とか名称とか住所です。それから違反する事実の内容、処分の行政指導の内容、それから処分の行政指導の根拠となる法令の条項、それから処分やまたは行政指導がされるべきと思われる理由です。それから、参考となる資料をつけて申請する形になります。

3項のほうに、その申請が出された行政庁または町の機関については、第1項の規定に申し出があったとき、必要な調査を行うこととなっております、その結果に基づき、必要があると認められたときに、当該処分または行政指導することというふうに謳われております。

続いて、今度は第2条関係になります。大刀洗町行政手続条例の新旧対照表という形で、これについては、施行の期日が4月1日からとはっきり謳われておりませんので、二本立てで記載をさせていただいているところでございます。

まず、適用除外のところの第3条の2号のところでございますけれども、「法令に基づいて」のところは括弧書きで「ほかの法令において準用する場合を含む」というふうに改正されてあるために変更するものでございます。

それから、9号関係のところでございますけれども、「審査、請求、異議申し立て」ということになっておりますけれども、この異議申し立てというのが今回なくなりますので、「審査、請求、調査の請求」というふうに改めさせていただいているところでございます。

それから、14ページのところの第4号です。ここにも改正に伴いまして、「前3号に規定する者であったことのある者」を、「前3号に規定する者であった者」に改めるものでございます。

それから最後のほうの附則の第6条関係です。これにつきましては、大刀洗町税条例のほうに、この改正に伴いまして改正する必要があるでございますので、新旧対照表に謳っているとおり、改正をするものでございます。

第4条のところは第2条が新たに追加になりましたので、それぞれ1号ずつ繰り下がりますので、33条の3項が33条の4項に改まり、1ページはぐっていただいたところに、従来の33条の2が33条の3項になるために、条文が1つずれますので、改正をするものでございます。

あとは、条例の改正のほうに、経過措置等を記載をさせていただいております。3ページのほうに、附則として施行期日とか、あるいは経過措置の原則、それと先ほど申しました税条例が一部かわりますので、このように改めてという形で附則のほうに謳っているところでございます。

以上で説明のほうを終わらせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第13. 議案第4号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第13、議案第4号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....

議案第4号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

.....
○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 議案第4号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由、内容の説明を申し上げます。

先ほど朗読がございましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴いますのと、それから区長報酬の均等割及び戸数割の比率を変更するために、今回条例を改正するものでございます。

新旧対照表の説明をさせていただきたいと思っております。5ページのほうをお願いいたします。新たな新教育長についてということで、一般職から特別職にかわるのと、それから教育委員長のほうが今度廃止されるということになりますので、それに伴いまして、非常勤の報酬及び費用弁償に関する条例を改正するものと、区長の報酬のところの均等割と戸数割を変更するものでございまして、5ページのアンダーラインを引いているところの一番最初の行です。こちらをごらんいただきたいと思っております。

現在、教育委員会の委員長ということをしておりますこの職のほうは、今回なくなりますので、これを改めまして、教育委員会教育長職務代理者というふうに変更いたします。

それから、次の教育委員会教育委員長の職務代理者は削除させていただきます。

それから、中ほどにあります区長の報酬関係でございすけれども、現在均等割として年31万3,600円、それから戸数割については、予算の範囲内というふうに定めておりますけれども、これについては、比率の見直しを行いまして、今年均等割については45、それから戸数割については55というふうに一応、区長会との協議はできておりますので、これについては最終的には50ぐらいまでには変更したいということになりますので、今回改めて数字は記載しなくて、予算の範囲内というふうに変更するものでございます。

それから、一番最後のページです。別表第2の第3条関係でございす。こちらのほうにも教育委員会の委員長の費用弁償等の規定が謳ってありますけれども、これがなくなりますので、教育委員長の項目を削除するものでございす。

あと、施行期日につきましては、3ページのところに記載をいたしているかと思っておりますけれども、3ページのところにこの条例は平成27年4月1日から施行するという形で規定をいたしておりまして、ただし、経過措置という形で、第2項に規定をしております。先ほど申し上げましたように、現在の教育長が任期が切れるまでには、まだ現行どおりという形になっているところでございす。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第14. 議案第5号 大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第14、議案第5号大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....
議案第5号 大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 議案第5号でございます。大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由でございますけれども、先ほどから申しておりますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部等が改正になりましたので、今回この条例を改正として上程したものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。3ページでございますけれども、今度新たに新教育長が一般職から特別職になりますので、こちらのほうで特別職の給与等について定めたところでございます。

右側が旧で、左側が新という形でアンダーラインしたところが、一応改正する点になります。まず、第1条につきましては、新たに第3号に教育長を規定しております。

それから、別表第1、3条関係でございますけれども、こちらのほうに副町長の下に教育長という形で金額のほう、55万9,000円という形で規定をさせていただいているものでございます。

それから、次のページが第2表関係、第6条の旅費等の関係でございますけれども、こちらも同様に副町長の下に新たに教育長を追加をいたしているところでございます。これについても、施行期日は4月1日からと、第2項のほうに経過措置として先ほど言ったとおり、経過措置が規定をいたしているところでございます。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第15. 議案第7号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第15、議案第7号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....
議案第7号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 議案第7号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由でございますけれども、先ほど朗読がございましたように、平成26年8月7日付で国家公務員に対する人事院勧告がなされまして、改正後の一般職員の給与に関する法律の適用が27年4月1日の施行となっているために、今回改めるものでございます。

新旧対照表のほうで説明させていただきたいと思っております。3ページのほうをお開きいただきたいと思っております。規定の追加は、管理職特別勤務手当の中身の改正でございます。18条の3項に、前条のほうにあります第1項の規定に基づく規則で定める職員はどのようなものかということで、次に次項において管理職員というのを、まずこちらのほうに改めて追加をさせていただいております。

それから、第2項関係でございますけれども、こちらについては、管理職職員等には、時間外手当等ございませんので、災害等の対応のために休日以外です、土日祭日以外の午前0時から午後5時までの間に正規の勤務時間以外に勤務した場合については、その当該管理職に管理職員の特別勤務手当を支給する旨を規定しているものでございます。

次の第3項についてです。その額についてを規定をいたしております。第1項に規定する部分については、勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲において、規則で定める額ということと、それから、当該勤務に従事する時間を考慮して、規則で定める勤務にあつては、その額に150分の100を掛けた額というふうに謳っております。前項に規定する場合についての

同項の勤務1回につき6,000円を超えない範囲によって、勤務を定めるということで、今回新たに平日に出てきた場合については、1回6,000円を支給するというのを新たに追加をしているところでございます。

最後のページでございますけれども、勤勉手当の改正でございます。第20条の第2項の第1号関係でございますけれども、昨年勤勉手当については、100分の82.5というふうに変更がありまして、27年の4月1日以降に新たに100分の75に職員については、変更になりますので、これを改定するものでございます。

2号につきましては、再任用職員についてが100分の37.5から100分の35に変更になりますために、改正するものでございます。

施行期日につきましては、1ページのほうに謳っておりますけれども、この条例は平成27年4月1日から施行となります。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 3ページの説明がちょっと改正前と改正後も1万2,000円というようなことで、結局プラスの100分の150とプラス6,000円、プラスするというようなことですか。ちょっと具体的に金額で、以前はこげんだった、今度はこうなりますよという具体的な数字を言ってもらえると、助かるばってん。以上です。具体的に説明をお願いしたいと思います。わかりやすく。

○議長（長野 正明） 田中係長。

○総務係長（田中 豊和） 先ほどの御質問ですけれども、本来、管理職特別勤務手当は週休日、もしくは祭日等に緊急に出てきた場合にお支払いする手当でございます。1万2,000円を超えない範囲内において、規則で定める額というふうになっております。これは、大刀洗町の場合、規則のほうで6,000円をお支払いをしております。ただし、勤務時間が6時間を超えた場合については、1.5倍9,000円をお支払いしている。そういう内容が今までずっと運用であってございました。今回新たに追加されましたのが、第18条の3第3項第2号の規定でございます。こちらは災害時、雨、台風、そういったときに管理職の方が平日の夜出てきた場合は、時間外勤務手当はございませんので、何も支給がされていないという状況にございました。今回、人事院勧告のほうで管理職について、この管理職特別勤務手当のほうの内容の見直しがありまして、平日の夜12時から朝5時までに勤務した場合は、6,000円を超えない範囲で規則で定めるということになっております。

また、こちらの規則のほうについては、まだ6,000円を超えない範囲となっておりますが、幾らにするかというのは、今後検討する必要があるのかなというふうに思っております。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかに。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） それでは、3項の（2）、2項については、新たに勤務1回について6,000円を超えない範囲で、別にプラスアルファが出たというようなことですか。できたというようなこと、そこら辺をもうちょい。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 黒木議員の質問にお答えしますけれども、先ほど田中のほうが申しましたように、従来平日については何も支給されていなかったんですけど、今回国家公務員のほうの改正に伴いまして、災害とか、災害は日曜とか土日を選びませんので、いつ発生するかわかりませんので、勤務時間外、例えば0時から勤務時間外6時まで勤務した場合については、限度6,000円という形で今回新たに支給することが謳われましたので、町の条例のほうも管理職員の特別勤務手当として、新たに規定をさせていただいているところでございます。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

日程第16. 議案第6号 大刀洗町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第16、議案第6号大刀洗町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....

議案第6号 大刀洗町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定について

.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 議案第6号大刀洗町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。

提案理由でございますけれども、先ほど朗読もございましたように、新教育長のほうが新たに改正になりまして、一般職から特別職というふうになります。それに伴いまして、教育長につきましても、先ほど申したように、特別職のほうの給与とか旅費の制定をさせていただいたところでございます。そちらのほうは4月1日から施行というふうになりますので、今回2つの条例等

がありますので、こちらにありますように、大刀洗町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する必要がございますので、今回廃止するものでございます。

この条例については、27年4月1日から施行する形になりますけれども、先ほど申しましたように、まだ現教育長がある間は、まだ旧法の適用というふうになりますので、そちらがかわるまでには、まだ従来どおりという形になる前の規定を設けるところでございます。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第17. 議案第10号 大刀洗町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

て

○議長（長野 正明） 日程第17、議案第10号大刀洗町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....
議案第10号 大刀洗町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） 教育委員会、子ども課の大浦でございます。よろしくお願いいたします。まず、

それでは、議案第10号大刀洗町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について、内容の説明をさせていただきます。

現条例につきましては、この議案の2枚目のほうについているところでございます。こちらにつきましては、児童福祉法24条第1項において、入所基準を町が条例で定めることというのが規定されております。それにより、町も条例をしているところでございます。しかし、子ども・子育て支援制度の法改正により、4月1日より施行されるわけでございますが、市町村が保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定することになります。保育の必要性の認定に当たりましては、保護者の就労、疾病などの事由や保育時間、標準時間であったり、短時間保育などの、いわゆる必要量について、国が子ども・子育て支援法の施行規則第1条において、基準を具体的に設定しています。そこで、国の基準の中で、町が定める事項については、規

則等で定めることで足りるということになり、現行の条例は廃止するということになります。また、施行期日は本年4月1日ということになります。

以上で、提案理由及び内容の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第18. 議案第11号 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（長野 正明） 日程第18、議案第11号福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....
議案第11号 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 議案第11号でございます。福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更についてでございます。提案理由、内容について説明を申し上げます。

提案理由でございますけれども、下のほうにありますように、27年4月1日から有明広域葬斎施設組合が名称が変更することに伴いまして、福岡県市町村退職手当組合の規約を変更する必要がありますので、今回地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表の最後のA3のページの3ページをおはぐりいただきたいと思います。こちらのほうに、第2区の中に現在有明広域葬斎施設組合が4月1日から有明生活環境施設組合のほうに名称の変更がなることになっておりますので、この名称変更するためにつきましては、構成市町村等の議会の承認が必要になるために、今回提案した次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第 19. 議案第 12号 久留米市外三市町高等学校組合規約の変更について

○議長（長野 正明） 日程第 19、議案第 12号久留米市外三市町高等学校組合規約の変更についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....
議案第 12号 久留米市外三市町高等学校組合規約の変更について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） それでは、議案第 12号久留米市外三市町高等学校組合規約の変更について内容の説明をさせていただきます。

提案理由は、先ほどの朗読のとおりでございます。改正される規約は、第 8 条の教育委員会委員のところの部分でございます。

議案の中の 3 ページをお開きください。こちらが新旧対照表でございます。この組合の教育委員会の委員は、構成市町であります久留米市、朝倉市、小郡市、大刀洗町の 3 市 1 町の教育長または教育委員の中から各 1 人と関係市町の長が共同で推薦する 1 人の合計 5 人ということになっております。その中から、教育長が任命されているところでございます。このたびの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、教育長は、組合長は議会の同意を得て任命されるというところから、教育委員の定数を 5 人から 4 人に変更するものでございます。なお、この規約の施行は、平成 27 年 4 月 1 日からでございますが、経過措置が設けられておりまして、現教育長は任期の間、これまでどおり在籍いたしまして、教育委員も任期の間は、現行のままとなります。

以上で提案理由及び内容の説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 1 日目は質疑なしと認めます。

.....
日程第 20. 議案第 13号 訴えの提起について

○議長（長野 正明） 日程第 20、議案第 13号訴えの提起についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

議案第13号 訴えの提起について

.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。渡邊税務課長。

○税務課長（渡邊 康弘） 税務課の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

議案第13号訴えの提起について、提案理由と内容の御報告を申し上げます。

まず、提案理由につきましては、朗読のとおりでございますが、訴えの内容につきまして、御説明いたします。

本件は、提案理由のとおり、不当利得返還請求権の差し押さえによりまして、滞納者が支払うべき納税額を確保するためのものがございます。ここでいう不当利得返還権といいますが、今よく言われております過払いの請求権に当たるものがございます。

訴えの詳細につきましては、添付の訴状案に記載しておりますが、こちらにつきましては、承認をいただきました後に、弁護士を選定いたしまして、手直し等出てくるかと思っております。内容につきましては、現在のところ、町のほうで作成をしたものになっております。町の差し押さえに対して、相手方が支払いを拒んでおりますので、仕方なく裁判により本件の内容を明らかにして支払いを求めるものがございます。

以上で、議案第13号の提案理由並びに内容の説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。6番、林議員。

○議員（6番 林 威範） 今回の訴え、議会側に初めて出された内容ですので、ちょっと詳しく聞きたいんですけども、ほかにも滞納者がたくさんというか、幾らかおられると思いますが、その滞納者の方たちがこの不当利得返還請求権を持っているかどうかというのは、面談というか、お話の中で判断されているのか、それとも、ほかにも請求権を持っているかどうか、わかる方法があるのか、そういう方がほかにおられるのかについて、わかる範囲で教えてください。

○議長（長野 正明） 渡邊税務課長。

○税務課長（渡邊 康弘） それでは、ただいまの林議員の御質問に対して答弁いたします。

やはりこういう債権につきましては、うちのほうで知るすべというのはありませんので、あくまでも滞納者と面談の上で、滞納者の状況をお聞きする中で毎月の返済をしているので、なかなか税が払えないとか、そういうことからお話を聞いていくという状況になっております。

それで、現在のところ、うちのほうで把握しておりますのは、ことし26年中で2件ありまして、1件につきましては、7月ほどに内容を確認して既に相手方に請求をいたしまして、こちらにつきましては、相手方の弁護士がすぐ対応いたしまして、すぐに支払いを受けたものがございます。ただ、こちらにつきましては、訴状案にも書いておりますけれども、相手方が支払いを拒

んでおりますので、裁判という形に持っていか仕方がないということで、今回提案させていただいているものでございまして、やはり滞納者と面談をしていく中でしか、こういう内容はわからないという状況になっております。

以上です。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） それでは、これで1日目の質疑を終わります。

午前中の審議は、ここで終了いたします。休憩の後、午後1時より再開いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時00分

○議長（長野 正明） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第21. 議案第14号 平成26年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（長野 正明） 日程第21、議案第14号平成26年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

議案第14号 平成26年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 議案第14号平成26年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）でございます。

提案理由でございますけれども、先ほど朗読ありましたとおりでございまして、第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算をそれぞれ869万7,000円を追加するものでございます。

今回の補正の主な中身でございます。普段でしたら、3月補正でございますので減額補正となるところでございますけれども、町長のほうが冒頭御挨拶申し上げましたように、今回、地域活性化、地域住民生活等の緊急支援のための交付金事業が国のほうから予算措置されたところでございます。これに伴いまして、大刀洗町についても約5,000万円近い増額補正をさせていただいているところでございます。

それでは、中身、内容について説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。歳出のほうから説明をさせていただきたいと思います。

基本的には、減額補正となっております部分につきましては、事業の確定に伴う減額となりますので、詳細な説明は省略させていただきたいと考えております。

今回、増額となる部分について簡単に説明をさせていただきたいと。主なものだけです。

15ページの2款1項1目の一般管理費でございます。全体的には541万2,000円の追加でございますけれども、主なものといたしましては、11の需用費のカラーインクの不足に伴いまして56万4,000円を追加させていただくものでございます。

それから、次の、19節の負担金・補助及び交付金につきましては、早期退職、勸奨退職の者が1名おりますので、次のページのほうにありますように、16ページに退職手当組合の特別負担金として523万4,000円を計上させていただいてるところでございます。

次の、その下のほうの2款1項5目の財産管理費でございます。全体的には1,086万8,000円の減額補正でございますけれども、これにつきましては、25節の積立金という形で基金の運用益が出てきておりましたので、積立金に回すということで1,100万円ほど上げておりましたけれども、これは基金の借りかえによる臨時的な収入ということで、臨時的なものについては基金に積み増ししないで、歳計現金として使用したいという形で減額をしているところでございます。

上の工事費のところの15節につきましては、今回、ありましたように、地方創生関連の予算という形で、庁舎の3階でございますけれども、エレベーターをおりて左手のところに庁舎の授乳室の設置工事をしたいというふうに考えております。ハード事業、本来対象外でございますけれども、後ほど説明する事業とセットでは対象になるということで、今回、計上させていただいているところでございます。

続きまして、飛ばしまして、17ページです。17ページの2款1項19節の定住促進事業でございます。324万の追加という形で、これも地方創生関連の予算という形で、今回、措置をさせていただいております。中身は、委託料といたしまして、定住促進に係るDVの作成委託料として予算を計上させていただいてるところでございます。

次の21目の地方創生事業という形で、これが主なものとなりますけれども、追加で1,002万6,000円を計上させていただいております。これは、主に今回、地方の総合戦略版を策定するに当たりまして、その主に委託料、基礎調査を行う委託料等でございます。それとあと、その策定委員の報酬と、それから臨時職員を1名ほど配置、これは10カ月ほどですけど、配置する部分の費用として上げさせていただいているところでございます。あと、計画書の印刷費という形で170万ばかりを計上させていただいております。

次のページのほうに入らせていただきたいと思います。2款4項3目の県知事及び県議会選挙につきましては、選挙公報が今回、県知事選で発行されますので、その費用として印刷費と公報の郵便代という形で27万9,000円を追加させていただいてるところでございます。

次の7目の衆議院及び国民審査費については、もう確定いたしましたので減額させていただいております。

それから、20ページです。3款1項2目の障害者自立支援費として88万3,000円の増額でございます。主なものとしましては、23節の償還金・利子及び割引料ということで、ここに、説明の欄に上げておりますように、障害者福祉サービスの償還金として6項目ほど上げております。この分の償還金としまして333万1,000円を追加いたしております。

次の、下のほうの3目の高齢者福祉費でございます。こちらについても、中身として主に2つの事業がこのほうに計上させていただいております。一つが、先ほども言った、地方創生関連事業といたしましてありますように、生活支援型交付金事業ということで、これが109万円ほど計上させていただいてるところでございます。これにつきましては、3月の27日、在宅医療の推進、町民会議の講座謝金等、講座を開催するといったしておりますので、この部分等に費用等他幾つか上げさせていただいております。

それから、主なものとしては、20節の扶助費といたしまして、聞き取り、御用聞き事業という形で90万を計上させていただいておりますけれども、これにつきましては、現在、単身の高齢者世帯が900世帯ほどありますので、この世帯にシルバー人材センターがしている事業の中で1時間程度の軽作業、これについて500円券、これを4枚入れまして2,000円。2,000円という形で大体半分ぐらいは使っていただけたらということで、消費喚起型という形で予算を計上させていただいております。

それと、もう一つが、在宅医療推進整備事業ということで、これは県の補助金が10割つきますので、42万3,000円ほどつきますので、この絡みで在宅医療と括弧書きで計上しているところに予算を計上させていただいてるところでございます。

それから、12目の、21ページ、一番下でございますけれども、国民健康保険費といたしましては、繰出金として1,447万2,000円を予算計上させていただいておりますけれども、これにつきましては、それぞれの軽減額というか、保険基盤安定負担料の軽減額であるとか保険者支援額とかが固まりましたので、それに相当する部分として予算を計上させていただいてるところでございます。

1ページはぐっていただきまして、22ページの17目の臨時給付金事業費でございます。これについては、当初大目に組んでおりましたので、結果的には1,600万円ほど余ったということで減額補正をさせていただいてるところでございます。

それから、次の下のページの3款2項の1目の児童福祉総務費でございます。535万2,000円の追加ということで、これについても地方関係の補助金でございます。1節の報酬でございますけれども、嘱託職員賃金ということで、家庭児童の相談専門員を協議会の中に一応配置したいというふうに考えております。これとあわせて、先ほど申しました授乳室の活用ということで、こちらとあわせればできるということになっておりますので、ここにあわせて計上させていただきますところでございます。

あとはずっと飛ばさせていただきます。25ページをご覧くださいと思います。25ページのところに活力ある高収益型園芸産地育成事業費という形で3,508万1,000円の減額をさせていただきますしております。これは、19節の負担金・補助及び交付金ということで、申請が4件ほど出ておりましたけれども、実質的には1件ほどしか建てておらないということで減額をさせていただきますところでございます。

それから、次のページのほう、お願いいたします。26ページのほうでございます。15目の農村環境整備事業費といたしまして429万5,000円の減額です。これは、高樋西部地区の開発に伴います高樋地区の水道改修工事でございます。町単独分として計上させておりましたけれども、今回、400万円ほど減額をさせていただきますところでございます。

それから、27ページの6款1項商工業振興費でございます。2,190万の増額という形でございます。これについても、地方創生関連の予算ということで、19節の負担金のほうに商工会が発行しますプレミアムつき商品券発行に伴う補助金でございます。一応1億5,000万円ほど発行いたしますので、その分の助成金という形で計上させていただきますところでございます。

次の観光費でございます。2目の観光費につきましても、これも地方創生関係の関連予算といたしまして1,265万5,000円を計上させていただきますところでございます。

主な事業といたしましては、前回、全員協議会の中で地域振興課のほうから説明があったかと思っておりますけれども、大きくは、一つは、特産品を生かした観光物産のまちづくり事業ということで、こちらが約752万円という形で計上させていただきますところでございます。それからもう一つが、食の大刀洗暮らしツーリズム事業という形で、こちらが残りの予算ということで513万5,000円というふうに計上させていただきますところでございます。これにつきましては、まだはっきりした、事業内容をここに、説明欄のほうにそれぞれ各節に計上させていただきますところでございますけれども、具体的にはまだ100万単位で大まかな計上となっております。今後、詳細に検討いたしまして、有効な事業として活用していきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、28ページの7款3項2目の公共下水道費といたしまして3,578万8,000円を追加いたしております。これにつきましては、今後、30年先等については下水道施設整備を

していく必要があるということで、今から少しずつ積み立てていきたいということで、今回5,314万8,000円を積み立てるものでございます。

あとは、それぞれの基金といたしまして、先ほど申しましたように、8款1項1目の常備消防費といたしまして、積立基金につきましては49万8,000円の減額と、それから、次の4、災害対策のところの積立金ですけど、これも14万8,000円を減額をさせていただいているところでございます。

次のページの30ページのほうの9款1項2目の事務局費のところについての積立金につきましても、81万2,000円を減額をいたしております。

それから、32ページのほう、お願いいたします。32ページの9款6項1目の保健体育総務費の中で、全体では2万4,000円の減額でございますけれども、19節の負担金・補助及び交付金でございますけれども、3万円を予算計上させていただいております。これについては、バドミントンの全国大会のほうがあり、既にもう大会のほうは終わっておりますけれども、補助金申請のほうがおくれてましたので、今回3万円を計上させていただいております。

あと、次の運動公園費につきましては、トイレの修繕料として27万円。それから、次の武道館の管理費につきましては、2階の引き戸が5カ所ありますけれども、これがレールのほうから落ちて脱却しているということで、もう全然開かない、開閉ができない状態ということで40万円を計上させていただいております。

それから、次の最後のページの11款1項1目の元金について192万2,000円を計上させていただいておりますけれども、これにつきましては、長期債の元金という形で、26年度に庁舎の耐震改修を行いまして、その中で1階の廊下のところにアスベストを含んだ繊維を飛ばないように固めてちゅうか、密閉するために上から塗り固めておりましたけれども、天井、もう既に撤去させてございませんので、これについては、もう繰り上げ償還をさせていただきたいという形で計上させていただいております。

それでは次に、歳入のほうに入らせていただきます。歳入については9ページからになっております。こちらのほうをお願いいたします。

まず、9款1項1目の地方交付税につきましては、7月に交付決定がされた部分について若干減額された分に賦課した部分がありますので、それとあわせまして250万を追加で計上させていただいております。特別交付税につきましては、例年、入ってくるものと思いますので、あと2,000万ぐらい見込めるという形で、ここに追加で上げさせていただいております。

あと、それぞれ国、県の支出金等につきましては、事業の確定に伴いました額という形で計上させていただいておりますので説明は省略させていただきます。10ページの13款2項1目の総務費国庫補助金につきましては5,304万3,000円の追加でございます。これが、先ほど

申しました地域創生関係の予算として、地域活性化交付金として予算措置されたものでございます。

それから、追加になった部分だけ御説明申し上げます。

11ページの14款2項2目の民生費県補助金の中で51万8,000円を追加しておりますけれども、先ほど申しましたように社会福祉補助金といたしまして、在宅医療推進整備事業補助金として10分の10でございますけど、43万9,000円を計上させていただいているところでございます。

それから、13ページのほうをお願いいたします。13ページの15款2項2目の物品売却収入といたしまして50万円を計上させていただいているところでございます。これにつきましては、本部分団が前、持っておりました、第4分団からのものの消防自動車について今現在あります。それと、国のほうからいただきました新しい消防自動車が入りましたので、一応これが不用になりますので、この分を売り払うという形で計上させていただいているところでございます。

それから、17款1項1目の基金収入につきましては、全て繰越財源等で賄うことができましたので、全額減額をいたしております。

次の18款1項1目の繰越金については、昨年度、繰り越した金額を全額計上させていただいてるところでございます。

歳入のほうにつきましては以上でございます。この後、債務負担行為等について簡単に説明させていただきたいと思っておりますので、5ページのほうをお願いいたします。

5ページの一番上に第3表として債務負担行為補正という形で計上させていただいております。追加分といたしまして、公共施設等の総合管理計画策定業務委託といたしまして、平成27年度から28年度までという形で、限度額として1,328万4,000円を計上させていただいております。

それから、第4表の地方債の補正ということで、新たに新規、追加といたしまして、農業水利施設保全対策事業負担金、両筑衛生絡みの公共事業債でございます。110万円を追加で計上させていただいております。

それから、廃止でございます。次の部分について、菊池小学校の屋内運動場に予定しておりました1,120万につきましては、下限額が2,000万を超えるものしか借り入れできませんので、この財源といたしましては、がんばる臨時交付金を充てましたので、今回、廃止という形でさせていただいております。

次は、変更でございます。6ページのほうです。これにつきましても、全ての事業につきましては、事業費のほうが確定いたしましたので、それに伴います充当率を掛けて、最終的には右側のほうの補正後の額ということで、それぞれ5つの事業について確定しましたので約3,000万

円ほどの減額というふうになっておるところでございます。

簡単でございますけれども、以上で説明のほうを終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 今回、かなり大きな委託金が計上されております。ツーリズムですか、ちょっとまだ詳細がわからないということもありましたが、わかる範囲でお答え願いたいと思います。

まず、委託金、17ページ、地方創生事業の13節委託料です。これの600万、これはどこに策定調査・研究依頼されるのでしょうか。

それから、27ページの13節の委託料、観光プログラム作成ですか、ツーリズムの研究調査委託ですか、ホームページの委託、こういうところをどこにされるのか。

それから、8節の報償費の中の講師謝金110万が組まれておりますが、この講師謝金は、どういう方を何回呼ばれるのでしょうか。

以上です。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） では、まず、17ページのほうの地方創生事業の総合戦略策定業務に関する業者はどこかということでございますけれども、まだ、これにつきましては、業者の選定については実際行っておりません。これにつきましては、国のほうとか、県のほうからですが、策定業務本体自体を丸投げしますと全国一律的に同様になってしまいますから、そういうことは避けるようにと言われておりますので、策定については、書いておりますように調査研究部分について業者、民間のほうの協力を、委託をして進めていこうということで、策定分についての本体部分については、当然ですが、庁舎全体で進めていくように考えておる次第でございます。

続きまして、27ページでございます。委託料の関係でございますけれども、これにつきましても、まだ業者関係については、まだ決まっております。当然ながら補正予算が議決いただいた段階で、その後から業者の選定等につきましては進めていこうというふうにご考慮しております。

それと、8節の講師謝金につきましては、これにつきましては、アーティスト関係を町内に来ていただきましてするようにしております。予定としましては、3名ほど考えておる次第でございますけれども、どういう分野、アートといたしましてもちょっとジャンルが広がるございますので、それにつきましては、こちらのほうで検討、相手方もおりますので、いろいろ進めながらアーティストを呼ぶように考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） ほかに。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） このアーティスト3名が何日間、1カ月ですとか、その上に宿泊費の計上も上がっておりますけれども、何日間かの宿泊費であったり、その人の活動費、講師謝金での活動費っていいですか、そういうところになってくるのでしょうか。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 実際どのぐらい宿泊、まだちょっと決まっておりますけれども、1週間とか、ちょっと具体的にはわかりませんが、そのぐらいをベースに考えておる次第でございます。それに対しまして、当然ですけども、アーティストが作業する部分についての経費も含めたところでの謝金をお渡しするように考えておる次第でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 大刀洗町に宿泊施設がありませんので、ツーリズムで何かそういう、大刀洗町に宿泊施設ができたならとてもいいなとは思ってるんですけど、どういう手順でやろうとなさってますでしょうか。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 手順、ちょっとわかりませんが、まず民泊、予算のほうに計上しておりますけども、8節のところでは民泊ということで上げておりますので、当然ながら町内においては宿泊施設がないので民泊を考えております。ですので、民泊の方に対する、受け入れる側に立ちましての謝金として9万円という形を考えておる次第でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 済みません。私の質問の仕方が悪かったです。グリーンツーリズムを考えてあると思うんですが、ということは、大刀洗町のどなたかが、うちで民泊施設を提供しますってということにならないとできない話だろうと思うんです。そういう人をどういうふうに見つけていかれるのか。そこら辺の手順をお聞きしたいと思っております。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 民泊の受け入れ先につきましては、こちらで、まだちょっと具体的にどなたにお願いするかとか、まだ決まっておりますけれども、町内の農家の方とか、そういうところに、ちょっと担当部署の心当たりのある者とかについて、ちょっと一人ずつ御協力できないかということをお願いに行こうかというふうにご検討しております。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 先ほど平田課長の答弁にちょっと補足というか、させていただきたいんですが、このツーリズム事業っていうのは、宿泊先を開発するのが目的ということではなくて、外から大刀洗町に来てもらう、寄ってもらうっていう、交流人口をふやすという上での何か観光プログラムみたいなものを開発していこうっていうことがどちらかというと目的でございまして、そして、先だって藻谷浩介さんが大刀洗町のほうに来て講演いただきましたが、やはり大刀洗の強みは農地なり、農業っていうものをもっと生かすべきだっていうところの、ちょっとヒントを得て、今年度、吉田俊道さんっていう方が各校区で、生ごみリサイクル野菜ということで講演と、あと、今まだ小さいながらちょっと実践をさせていただいてるところなんですけど、そういったものが既に今、町でやってるっていうことと、あと、ダッチオープンっていう、これも各校区ごとで新鮮野菜などを使って、これをダッチオープンのほうで食すというふうなものがあると。あと、ふるさと案内人ということで、史跡案内する方がいらっしゃるといふ。こういう既にある大刀洗町の今の動きを一つの流れにまとめて、そして外から来る人、もしくは中に、町内にいる人が楽しめるようなプログラムをつくろうということがどちらかというと目的のものになります。今言った部分は既にあるものを、野菜、それも有機野菜というものをダッチオープンというところを使って、そして、これでお金をもらうということであれば、おいしい野菜を食べたいということで外から人が来れば、中の人も楽しめればということで、これを地方創生の先行型の一つにしたいなということをつくっております。

それとあわせて、よそ者の目線ということで、どなたか、よそから地域おこしのちょっと見識のある方などに来ていただいて、そして大刀洗の、もっとこれから観光プログラムみたいなものでお金が取れるっていいですか、そういったものがないかなということで、そういったプログラムもまた、ほかもあわせて開発していくということはこの中の事業でやっていきたいと思っております。

それと、アーティスト・イン・レジデンスというものは、これは地域おこし協力隊の川崎さんのほうが着想を持って、こちらに提案いただいた部分なんですけど、これはもう海外なり日本の中でもいろいろと事例があるようで、アートを使ってまちおこしということですが、一昨年、小林さんというカメラマンの方が来ていただいて、1カ月間、済みません、2カ月間でしたですか、町の古民家に泊まり込んでいただいて、カメラを使ってまちおこしに寄与いただいたということもありまして、町のそういったアートの流れというものもあるということで、その流れに沿ってこのようなものをできないかということで事業化させてもらおうと思っております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） じゃ、ツーリズムの推進者、担当者はどなたでしょうか。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 担当者につきましては、自治振興係の村田を中心に進めていこうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 今、副町長の答弁の中で吉田先生の話が出ましたが、副町長は吉田先生のお話、聞かれましたですか。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） ちょっと仕事と重なったりしておりましたが、2回目の講演、大堰であった分、聞かせていただきました。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 吉田先生のお話は、土づくりから食の話から健康づくり、とても多岐にわたっていい話です。ですが、私、吉田先生のごみ処理方法っていうのは、各家庭には余り向かないなと思っております。保育園ですとか学校給食ですとか、そういうところ向きかなと。だから、吉田先生のやり方を即、個人の家では難しいんじゃないかなと。共同でやるとか、そういうところに持ってくるんだったら取り組みができるかもしれませんけれども、何かこの考えてあるツーリズムの中に生ごみ、この吉田先生のやり方でごみ減量が図られるっていうのは、私はちょっと危惧してるんですが、そこはどうお考えでしょうか。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 生ごみリサイクルにつきましては、当然ながら小学校、保育園とかにも回って講演会のお願いをした次第でございますけども、家庭で、一個人でできないことはないかと思うんですけども。まず、こちらのほうで考えてるのは、今現在ですけども、遊休農地を活用しまして、そちらのほうにもう既に生ごみ等を投入して土づくりを行ってるような次第でございます。それで、新年度に向かって会員を募集しまして、十数名とか20名ぐらいで、そういう農地で無農薬、無化学肥料野菜をつくっていこうという、そういうコミュニティーサークル活動、サークルじゃない、コミュニティーをつくっていこうというふうに考えております。それで、とれた野菜関係を使って、ダッチオーブンとかを活用して観光農園的なものとか、外国者の方たちを入れての昼食会をつくるとかしまして、そこで少し受け入れをすることによってお金を循環とか、小さな経済をつくっていこうという考えでございますので、当然ながら町としましては、小さな数十名のサークルが広がって行って、そういうものができるんじゃないかなというふうに考えて、この事業を進めていくことに考えてる次第でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） かなりの予算をつぎ込んで、また、人もつぎ込んでやられる事業ですので、ぜひ成功してほしいと思いますが、しっかり考えていい方向に行くように頑張ってもらいたいと思います。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 当然ながらですけども地域振興課だけでできるようなものではないので、関係部署と連携しまして、この事業の成功に向かって進んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 13ページ、児童福祉総務費の中で一般財源と国県支出金の組み替えが割と大きくあってるんですが、これはどういう内容でしょうか。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） 恐らく、花等議員さんの質問につきましては、歳入についての組み替えていうことで理解させていただいてよろしいですか。これにつきましては、毎年、毎年っていうか、昨年とことしでは国と県の補助割合が変わっております。ですから、当初は昨年どおりのところで補助金を組んでいたわけですが、その割合が変わったことから国、県の割合が変わったと、変更になったというふうなところでございます。よろしいでしょうか。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） っていうことは、国、県の補助金が少なくなったということで、その分を一般財源に回されたっていうことですね。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） 失礼しました。それで、先ほどの国、県の補助割合が変わったことも当然でございます。それと、この一般財源につきましては、当然、失礼します。これ、財政係のほうにちょっとお尋ねしなくちゃいけないというふうに思うんですけども、よろしいですか。地方創生か何かが入っておりますから。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 花等議員の質問にお答えしますけども、大幅に国県支出金が減額されて一般財源がふえてるようでございますけれども、この充当の中身を見ますと、一つが、私立保育所運営負担金ということで、国の補助金のほうが1,056万9,000円の減額でございます。それと、14款の県支出金のほうの、同じく私立保育所運営補助金のほうが528万9,000円

の減額でございます。それと、もう一つが、緊急保育事業の補助金が258万7,000円ぐらいの減額という形になっておりますので、この部分については、当然一般財源のほうがふえるかと思っておりますので、今回、この見直しが行われて、私立保育所の負担金の額が大きく減額されているところが主な要因だというふうに考えております。

○議長（長野 正明） よろしいですか。

○議員（8番 花等 順子） はい。

○議長（長野 正明） ほかに。平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 済みません。先ほど花等議員の質問の中で、民泊の謝礼の件ですけども、空き家、先ほどありました写真家の方を迎え入れたときですけども、ひだまり工房とかを活用して行っておりましたんで、そういう空き家があれば、その空き家の活用を、利用させていただいた分も含めたところでの謝礼ということで、答弁の変更という形でお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

日程第22. 議案第15号 平成26年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（長野 正明） 日程第22、議案第15号平成26年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

.....
議案第15号 平成26年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） それでは、議案第15号平成26年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

補正の額は、先ほど読み上げられましたように、歳入歳出それぞれ8,400万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ18億507万7,000円とするものでございます。

それでは、歳入のほうから御説明をさせていただきたいと思います。6ページをお願いいたします。

6ページの、まず、歳出でございますが、主なものを説明させていただきます。3段目の2款1項1目一般被保険者療養給付費でございます。療養給付費の不足分7,000万円の補正を計上させていただいております。また、2目退職被保険者療養給付費につきましても800万円の補正を計上させていただいております。

それから、次に、9款1項3目の償還金でございます。こちらは25年度の額が確定しましたので、23節償還金利子及び割引料として、療養給付費交付金等の返還金として662万2,000円を補正を上げさせていただいております。

続きまして、歳入の5ページをお願いいたします。

歳入のほうですが、5款療養給付費交付金1項1目の療養給付費交付金ですが、1節の現年度分の額が確定しましたので、1,579万7,000円増額を計上させていただいております。

次に、9款1項1目の一般会計繰入金ですが、1節の保険基盤安定繰入金として、実績により1,123万4,000円の増額、2節の職員退職給与費等繰入金として、実績により61万8,000円の減額、それから4節財政安定化支援事業繰入金として、確定額に合わせて385万6,000円の補正を計上をさせていただいております。

次に、10款1項1目の一般被保険者繰越金、こちらの予算を5,373万5,000円補正をいたしまして、7,730万8,000円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

**日程第23. 議案第16号 平成26年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
(第2号) について**

○議長（長野 正明） 日程第23、議案第16号平成26年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

.....

議案第16号 平成26年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について

.....
○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） それでは、議案第16号平成26年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,015万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,778万円とするものでございます。

それでは、6ページをお願いいたします。6ページのほうの歳出のほうから御説明いたします。主なところだけ説明をいたします。

2段目の2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。19節負担金・補助及び交付金でございますが、こちらは今年度の額が確定いたしましたので、1,014万9,000円を補正いたしまして、1億7,760万3,000円とするものでございます。

続いて、5ページの歳入でございます。

1款1項2目の普通徴収保険料でございます。こちらは、実績に基づきまして559万円補正をいたしまして、5,236万2,000円となっております。内訳としまして、現年度分が431万3,000円、滞納繰越分が127万7,000円を補正をするものでございます。

次に、3款1項1目事務費繰入金が5,000円となっております。

次に、4款1項1目繰越金につきましては、445万9,000円を補正いたしまして、465万9,000円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

.....
日程第24. 議案第17号 平成26年度平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（長野 正明） 日程第24、議案第17号平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

.....
議案第17号 平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 建設課の重松と申します。

それでは、議案第17号平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、歳出歳入よりそれぞれ1,359万9,000円を減額しまして、総額の7億921万5,000円の歳出歳入の予算でございます。

まず、7ページをごらんください。歳出より主なものを御説明いたします。

1款1項1目農業集落排水費、この中で、総額57万円を減額しております。これは、もう既に実績の分で減額をさせていただいております。

2款1項1目公共下水道、これにつきましては、まず、13節の委託料221万の減額。これは、夏の計画停電等がなかったために不用額等で減額しております。

次に、19節負担金・補助及び交付金につきまして179万5,000円を減額しております。これにつきましては、小郡の福童浄化センターでの汚水処理費用につきまして、流入量が当初見込み額よりも少なかったために減額をしておるところでございます。

2款1項2目公共下水道整備費13節委託料、これは下水道区域の変更に伴う業務委託の分でございます。入札減により160万6,000円を減額しております。

次に、15節工事請負費、工事費300万、それと合併浄化設置費32万4,000、この工事費につきましては、高樋西部の開発区域の中で下水道の管路整備の入札減により300万の減額をしております。

2款1項3目流域下水道整備費19節の負担金・補助及び交付金の中で、筑後川中流右岸流域下水道事業建設負担金111万5,000円の減額。次に、筑後川中流右岸流域浄化センター建設環境整備負担金246万1,000円の減額。これにつきましては、福童浄化センター内の工事の量が減ったために減額の通知が来ておりますので、実績に基づいた減額を行っておりますのでございます。

8ページをごらんください。3款1項2目公債費の利子につきまして、23節償還金・利子及び割引料19万1,000円の減。これは、公共下水道事業費長期債等の利息利子におきまして、平成25年度の起債が平成26年度決定した利息分が減額となったところでございます。

次に、6ページの歳入をごらんください。

1款2項1目下水道事業負担金、これにつきましては、当初予定よりも徴収実績が26年度内で増加をしておりますので、合計の402万9,000円を増額補正をしておるところでございます。

次に、4款1項1目繰入金でございます。一般会計からの繰入金でございます。まず、公共

下水道としましては1,736万円を減額をしております。農業集落排水分として114万8,000円を減額をしております。

最後に、7款1項1目の町債の下水道事業債につきまして110万円の減額をしております。これにつきましても、福童浄化センターの工事が減少しております、福童浄化センターからの建設負担金が減額をしたために減額をしております。

以上で説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第25. 議案第18号 平成27年度大刀洗町一般会計予算について

日程第26. 議案第19号 平成27年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について

日程第27. 議案第20号 平成27年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算につい

て

日程第28. 議案第21号 平成27年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計予算について

日程第29. 議案第22号 平成27年度大刀洗町土地取得特別会計予算について

日程第30. 議案第23号 平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について

○議長（長野 正明） 日程第25、議案第18号平成27年度大刀洗町一般会計予算についてから、日程第30、議案第23号平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、以上6件については関連がありますので、これを一括議題といたします。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長野 正明） それでは、異議なしと認めます。

それでは、日程第25、議案第18号から順次提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） それでは、議案第18号の平成27年度大刀洗町一般会計予算についてから、議案第23号大刀洗町下水道事業特別会計予算につきましては、議案書の朗読によって提案にかえさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

なお、内容の説明でございますけれども、全議員の委員で構成されます予算特別委員会が設置された後、その中で説明させていただきます。それでは、まず、一般会計から提案させていただきます。

議案第18号平成27年度大刀洗町一般会計予算。

平成27年度大刀洗町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61億6,550万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為) 第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債) 第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金) 第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定める。

(歳出予算の流用) 第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月5日提出、大刀洗町長安丸国勝。

以上でございます。

続きまして、特別会計のほうに入らせていただきます。別冊で特別会計を綴った予算書があるかと思しますので、こちらのほうをお開きいただきたいと思えます。1ページはぐったところにピンクの表紙の大刀洗町国民健康保険特別会計予算書とありますので、それを1ページはぐっていただけたらと思えます。

議案第19号平成27年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算。

平成27年度大刀洗町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億5,029万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定める。

(歳出予算の流用) 第3条、地方自治法第220条の第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月5日提出、大刀洗町長安丸国勝。

続きまして、オレンジの表紙があるかと思えます。オレンジの表紙を1枚めくっていただきま

したら、よろしいでしょうか。

議案第20号平成27年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算。

平成27年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,677万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成27年3月5日提出、大刀洗町長安丸国勝。

続きまして、黄色の表紙があるところをお願いいたします。診療所特別会計のほうでございます。1ページはぐっていただきましたら。

議案第21号です。平成27年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計予算。

平成27年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ304万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定める。

平成27年3月5日提出、大刀洗町長安丸国勝。

続きまして、グリーンの表紙があるかと思えます。グリーンの表紙のほう、お願いいたします。1ページはぐっていただいたところからです。

議案第22号平成27年度大刀洗町土地取得特別会計予算。

平成27年度大刀洗町土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ441万4,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成27年3月5日提出、大刀洗町長安丸国勝。

最後になります。水色の表紙のほうを1ページはぐっていただきたいと思えます。

議案第23号平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計予算。

平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億1,166万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起

債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金) 第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定める。

(歳出予算の流用) 第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月5日提出、大刀洗町長安丸国勝。

以上、提案いたします。

○議長(長野 正明) それでは、お諮りします。

日程第25、議案第18号平成27年度大刀洗町一般会計予算についてから、日程第30、議案第23号平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、以上6件につきましては、全議員の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いを。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(長野 正明) 異議なしと認めます。したがって、日程第25、議案第18号平成27年度大刀洗町一般会計予算についてから、日程第30、議案第23号平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、以上6件につきましては、全議員の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、予算特別委員会は、3月10日火曜日、議会散会後に協議会室で開会いたします。

○議長(長野 正明) 以上で本日の議事は全部終了しました。

本日はこれで散会といたします。

散会 午後2時12分
